

全国厚生労働関係部局長会議

詳細版資料

平成30年1月18日（木）

子ども家庭局

全国厚生労働関係部局長会議 詳細版資料

目 次

(重点事項)

1. 「新しい経済政策パッケージ」について 1
2. 平成30年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実等
について 2
3. 多様な保育ニーズに対応した市区町村の取組に対する支援について
. 3
 - (1) 待機児童解消に向けた取組状況と「子育て安心プラン」について
 - (2) 受け入れ枠拡大に向けた取組の推進について
 - (3) 認可外保育施設の認可化移行の促進について
4. 保育人材確保について 6
 - (1) 総合的な保育人材確保策の推進について
 - (2) 保育士養成課程等の見直しについて
5. 改定保育所保育指針の適用について 9
6. 放課後児童対策について 10
 - (1) 放課後児童クラブの主な動向について
 - (2) 放課後児童クラブ関係・平成30年度予算案の概要
7. 児童虐待防止対策の推進について 16
 - (1) 平成29年児童福祉法等改正法の施行に向けて
 - (2) 平成30年度予算案における児童虐待防止対策関係事業に
ついて
 - (3) 児童相談所及び市町村の体制整備について
 - (4) 児童相談所の体制整備について
 - (5) 市町村の体制整備について
8. 社会的養育の充実について 22
 - (1) 平成30年度予算案における社会的養育の推進関係事業等について
 - (2) 家庭養育の推進について
 - (3) 特別養子縁組の推進について

9. ひとり親家庭等自立支援施策について	26
10. 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援について	28
(1) 不妊治療への助成等について	
(2) 子育て世代包括支援センターの全国展開について	
(3) 産前・産後の支援について	

(連絡事項)

1. 保育対策等の推進について	31
(1) 保育対策関連予算について	
(2) 技能・経験に応じた処遇改善について	
(3) 企業主導型保育事業と市町村計画との連携について	
(4) 平成30年度税制改正について	
(5) 保育園等の連携施設の確保について	
(6) 保育事故防止に係る安全対策の強化について	
(7) 認可外保育施設の事故報告の義務化について	
(8) 地方分権に係る地方からの提案等への対応方針について	
(9) 「規制改革推進に関する第2次答申」を踏まえた対応方針について	
(10) 保育園等の優先入所に係る取扱いについて	
(11) 保育園における第三者評価の受審について	
(12) 保育所における感染症対策ガイドライン及びアレルギー対策ガイドラインの改訂について	
(13) 保育園等の実態調査について	
2. 児童健全育成対策等について	40
(1) 放課後児童クラブについて	
(2) 利用者支援事業について	
(3) 地域子育て支援拠点事業について	
(4) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)について	
(5) 児童厚生施設について	
(6) 児童委員について	
(7) 児童福祉週間について	
(8) 児童福祉文化財について	

3. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について	61
(1) 児童福祉施設等の整備について	
(2) 児童福祉施設等の運営について	
(3) 東日本大震災により被災した子どもへの支援について	
4. 児童虐待防止対策の推進について	72
(1) 子ども虐待による死亡事例等の検証結果（第13次報告）について	
(2) 「居住実態が把握できない児童」への対応について	
(3) 児童虐待防止推進月間における取組及び平成30年度全国フォーラムの開催について	
5. 社会的養育の充実について	76
(1) 平成30年度における児童入所施設措置費等の取扱いについて	
(2) 社会的養育を担う人材確保について	
(3) 被措置児童等虐待の公表について	
6. ひとり親家庭等自立支援施策について	79
(1) 児童扶養手当について	
(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金について	
(3) 就業支援等について	
(4) 子育て・生活支援、養育費の確保等について	
(5) 未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用について	
7. 配偶者からの暴力（DV）対策等について	86
8. 母子保健対策について	88
(1) 妊婦健康診査の公費負担について	
(2) 助産施設について	

(関連資料)

資料1	新・第2の矢.「夢を紡ぐ子育て支援」	89
資料2	「新しい経済政策パッケージ」(人づくり革命) ＜子ども家庭局抜粋＞	90
資料3	少子化対策の総合的な展開	91
資料4	平成30年度の社会保障の充実・安定化について	92
資料5	平成30年度における「社会保障の充実」(概要)	93
資料6	待機児童の解消に向けた取組の状況について	94
資料7	子育て安心プラン	95
資料8	市区町村における待機児童解消の取組状況の「見える化」 について	96
資料9	「子育て安心プラン」の実施方針について	97
資料10	保育コンシェルジュを活用した保護者に「寄り添う支援」 の実施	103
資料11	保育園等整備交付金	104
資料12	保育対策総合支援事業費補助金	105
資料13	保育所等の整備の推進	112
資料14	保育園等におけるICT化推進事業	113
資料15	保育園等における事故防止推進事業	114
資料16	働く人のための保育の提供に取り組む企業に対する税制上 の優遇措置の創設	115

資料17	認可化移行運営費支援事業の拡充（イメージ）	116
資料18	保育人材の確保に向けた総合的な対策	117
資料19	「保育士養成課程等の見直しについて（検討の整理）」 （概要）	118
資料20	福祉系国家資格所有者の保育士資格取得への対応について	123
資料21	保育所保育指針について	126
資料22	「放課後子ども総合プラン」の推進	127
資料23	放課後児童クラブの概要	129
資料24	放課後児童クラブ関係予算のポイント	132
資料25	平成29年度 放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施状況	133
資料26	平成30年度 家庭福祉対策関係予算案の概要	137
資料27	児童相談所強化プラン（概要）	165
資料28	中核市・特別区等における児童相談所設置に必要な支援の 実施	166
資料29	児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力について	167
資料30	市区町村子ども家庭総合支援拠点について	168
資料31	18歳以降の措置延長制度等について	172
資料32	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等 に関する法律に対する附帯決議	174
資料33	すくすくサポート・プロジェクト（すべての子どもの安心と希望 の実現プロジェクト）	175

資料34	ひとり親家庭等自立支援関係の平成30年度予算案	177
資料35	平成30年度予算案 厚生労働省 主な子どもの貧困対策 関連施策	178
資料36	児童扶養手当制度の概要	181
資料37	児童扶養手当制度の改善事項（案）	182
資料38	児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 （参議院）抜粋	183
資料39	児童扶養手当の全部支給所得制限限度額の 引上げについて（案）	184
資料40	ひとり親家庭の自立支援の推進	185
資料41	未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除の みなし適用について（案）	186
資料42	平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果の概要	187
資料43	不妊に悩む方への特定治療支援事業について	188
資料44	不妊専門相談センター事業	189
資料45	子育て世代包括支援センターの全国展開	190
資料46	産婦健康診査事業について	192
資料47	新生児聴覚検査の体制整備事業	193
資料48	女性健康支援センター事業	194
資料49	教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための 事後的な検証の徹底について	195
資料50	認可外保育施設等の事故報告の省令での義務付けについて	196

資料51	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（子ども・子育て支援関係）のポイント	199
資料52	「規制改革推進に関する第2次答申」を踏まえた具体的な留意事項等について	200
資料53	保育士等の子どもの優先入所等に係る取扱いについて	205
資料54	多様な働き方に応じた保育所等の利用調整等に係る取扱いについて	208
資料55	平成29年度 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査 集計結果概要	211
資料56	放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドラインの概要	212
資料57	平成30年度予算案・利用者支援事業関連事項について	214
資料58	利用者支援事業（基本型）の先進事例	217
資料59	平成30年度予算案・地域子育て支援拠点事業関連事項について	221
資料60	地域子育て支援拠点従事職員に関する研修の考え方	224
資料61	地域子育て支援拠点における多機能型支援の先進事例	225
資料62	地域少子化対策重点推進交付金	230
資料63	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の概要	231
資料64	児童館等における遊びのプログラム等の全国的な普及を図るための実践マニュアル（仮称）の作成	232

資料65	次世代育成支援対策施設整備交付金の概要	233
資料66	子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第13次報告)の概要	234
資料67	平成28年度「居住実態が把握できない児童」に関する 調査結果【概要】	241
資料68	平成29年度「居住実態が把握できない児童」に関する 調査の実施について	254
資料69	児童虐待防止推進月間における取組について(平成29年度)	256
資料70	「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」	259
資料71	婦人保護事業の概要	260
資料72	平成30年度婦人保護事業関係予算案の概要	261
資料73	若年被害女性等支援モデル事業(仮称)の創設	263

(重点事項)

1. 「新しい経済政策パッケージ」について

(関連資料1～3参照)

平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」においては、少子高齢化という最大の壁に立ち向うため、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、2020年に向けて取り組む。

「人づくり革命」においては、来年10月に予定している消費税率の引上げによる増収分により、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度をお年寄りも若者も安心できる全世代型へと改革し、子育て、介護などの現役世代の不安を解消し、希望出生率1.8、介護離職ゼロの実現を目指すこととしている。

具体的には、待機児童の解消等に向けて、「子育て安心プラン」を2年前倒しし、2020年度までに32万人分の保育の受け皿を整備するとともに、そのために必要な保育人材の処遇改善を更に進めること、幼児教育・保育の無償化について、3歳から5歳児については無償化し、0歳から2歳児についても、所得の低い世帯について無償化すること等が盛り込まれた。

2. 平成30年度における社会保障（子ども・子育て）の充実等について

（関連資料4～5参照）

子ども・子育て支援の充実に関しては、平成30年度においても、引き続き、子ども・子育て会議資料において「0.7兆円の範囲で実施する事項」と整理された「質の向上」及び「量的拡充」を実施するため、平成30年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分1.35兆円等のうちの0.7兆円程度を充てることとしている。

さらに、平成30年度予算案では、平成29年度に引き続き、消費税財源以外の財源で実施する「質の向上」項目のうち、保育士の2%の処遇改善等の実施について盛り込んでいる。

これらにより必要となる地方負担については、地方消費税の増収分も含め地方財政措置が講じられるものであり、各地方自治体においても積極的な取組をお願いする。

3. 多様な保育ニーズに対応した市区町村の取組に対する支援について

(1) 待機児童解消に向けた取組状況と「子育て安心プラン」について (関連資料6～10参照)

子育て家庭における仕事と家庭の両立と、女性の活躍を推進していく上で、待機児童の解消は取り組むべき最重要課題であり、潜在需要も含めた保護者の保育ニーズに対応した受け皿を確保していくため、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、待機児童解消に向けた取組を進めてきたところである。

各自治体の積極的な整備推進により、2013（平成25）年度から2016（平成28）年度末までの4年間で、企業主導型保育事業による保育の受け皿拡大と併せて約42.8万人分の保育の受け皿を確保し、2017（平成29）年度末までの5年間では、約59.3万人分の拡大を見込んでいる（昨年公表した数値（約52.3万人分）を約7万人分上回る見込み。）

一方で、女性就業率（25歳～44歳）は年々上昇し、それに伴い保育の申込者数も年々増加していることから、2017（平成29）年4月時点の待機児童数は2万6,081人と、依然として2万人を超える水準で推移している。

このため、2017（平成29）年6月に「子育て安心プラン」を策定したが、昨年12月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」では、このプランを前倒しし、女性就業率（25歳～44歳）8割に対応できる約32万人分の保育の受け皿を2020（平成32）年度末までに整備することとしている。

実際の保育の受け皿整備に当たっては、保育の実施主体である市区町村において、保育を必要としているが申込みに至らないようなケースも含め、潜在的な保育ニーズを的確に把握し、それを整備計画に反映して整備を進めることが重要である。

国としては、こうした自治体の取組を支援、促進するため、2017（平成29）年度から「保育コンシェルジュ」の拡充を行い、保護者に寄り添う支援を進めていくとともに、これまでの「待機児童解消加速化プラン」による市区町村計画から大幅に変更し、

- ・ 市区町村内の「保育提供区域」ごとに計画を作成
- ・ 定員数について「0歳、1・2歳、3歳以上」の年齢区分ごとに作成
- ・ 申込者数（保育ニーズ）について、「保育コンシェルジュ」など

を積極的に活用しながら、「申込みに至らないようなケース」も含め、潜在的な保育ニーズを的確に把握した上で作成

- ・ 都道府県は、市区町村が作成した計画の保育ニーズの見込み等が適切かどうか精査

を行い、2020（平成32）年度末までの見込・計画数、実績の「見える化」を行うこととしているので、各自治体においては、遅くとも2020（平成32）年度末までの待機児童の解消に向けて取組の強化・徹底を図っていただくとともに、各都道府県におかれては市区町村が策定する保育ニーズの見込み等が適切かどうかを十分に精査していただくようお願いする。

（2）受け入れ枠拡大に向けた取組の推進について

（関連資料11～16参照）

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿拡大を進めるため、2017（平成29）年度補正予算案及び2018（平成30）年度予算案において、施設整備や改修に係る費用の補助率について、「子育て安心プラン」に参加する一定の自治体に対して嵩上げ（1／2→2／3）を行い、意欲のある自治体の取組を強力に支援するほか、地域の実情に応じた多様な保育を推進するため、

- ・ 「広域的保育園等利用事業」において、送迎センターを経由せずに保育園等に直接送迎することを可能とするほか、送迎センターの設置のための改修費等の支援
- ・ 家庭的保育事業において、複数の事業者及び連携施設が、共同事業体（コンソーシアム）を形成し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経営面での共同管理等）等を共同で行うことができる体制の整備のモデル的な支援

を行うこととしている。

これらの新たな施策を活用しつつ、各自治体におかれては、保育を希望する方が保育を利用できるよう、より積極的な取組を進めていただくようお願いする。

なお、保育の受け皿整備の際、2018（平成30）年度税制改正において、個人又は法人が、2018（平成30）年4月1日から2020（平成32）年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、その保育事業の用に供した場合には、3年間12%（建物等及び構造物については、15%）の割増償却ができることとなったので、ご承知お

きいただくとともに、貴管内関係機関への周知等をあわせてお願いする。

(3) 認可外保育施設の認可化移行の促進について

(関連資料17参照)

保育の受け皿確保に当たっては、保育の質が確保されている認可保育園等を増やしていくことが望ましいが、現状においては、認可外保育施設が認可保育園等では受けきることができない多様な保育ニーズに応えている側面がある。このため、国においては、認可外保育施設について、認可保育園、認定こども園、小規模保育事業等への移行を支援しており、移行を目指す施設には、課題の調査、施設の改修、運営の経費等の補助を行っている。

2018（平成30）年度予算案においては、認可外保育施設の認可化移行を更に推進するため、認可化移行運営費支援事業について、公定価格をベースとした仕組みとすることとし、補助水準を公定価格ベース（基本分単価＋所長設置加算）の2／3まで引き上げるとともに、定員区分に応じた単価を設定することとしている。

また、「規制改革推進に関する第2次答申」（2017（平成29）年11月29日）を踏まえ、待機児童への支援策を強化するため、保育の受け皿整備が必要である地方公共団体が待機児童対策協議会（仮称）に参加する場合に補助額を上乗せする仕組みを導入することとしている。

各地方自治体におかれては、本事業の活用により、認可保育園等への移行促進を積極的に図っていただきたい。

4. 保育人材確保について

(1) 総合的な保育人材確保策の推進について

(関連資料18参照)

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材を確保するため、処遇改善のほか、新規の保育士資格取得や就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組むこととしている。

まず、処遇改善については、これまでの処遇改善に加え、2017（平成29）年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じた保育士等の処遇改善（保育士平均+1.1%）を2018（平成30）年度の公定価格にも反映を行うこととしている。

また、保育士の業務負担の軽減等のため、2017（平成29）年度補正予算案に保育園等におけるICT化の推進を盛り込むとともに、2018（平成30）年度予算案においては、

- ・保育補助者の雇上げ支援における資格要件（子育て支援員研修等の受講）の緩和や定員規模に応じた補助者の加配
- ・清掃等の業務を行う者の配置を支援する保育体制強化事業の実施主体や対象施設の拡大
- ・保育園等に勤務する保育従事者の保育士資格取得支援を拡充し、対象となる職員の拡大（常勤職員のみ→全職員）

など、事業の拡充を盛り込んでいます。

各都道府県においては、これらの事業等を積極的に活用するなど、引き続き、保育人材確保の推進にご尽力いただきたい。また、保育人材の確保に当たっては、市区町村における取組も重要であり、保育士の子どもの保育園への優先入所等の取組も含め、管内市区町村に対し、保育人材確保に積極的に取り組んでいただくよう周知等についても御配意願いたい。

(2) 保育士養成課程等の見直しについて

(関連資料19・20参照)

① 保育士養成課程等の見直し

指定保育士養成施設における現行の保育士養成課程については、2011（平成23）年度に施行されたものであるが、保育を取り巻く社会情勢の変化や保育所保育指針の改定等を踏まえ、より実践力のある保育士の養成に向けて、有識者等で構成する保育士養成課程等検討会（座

長：汐見稔幸白梅学園大学学長）において、見直しの検討を行ってきたところである。

2017（平成29）年12月4日の同検討会において、

- （i）乳児保育の充実
- （ii）幼児教育を行う施設としての保育の実践
- （iii）「養護」の視点を踏まえた実践力の向上
- （iv）子どもの育ちや家庭への支援の充実
- （v）社会的養護や障害児保育の充実
- （vi）保育者としての資質・専門性の向上

という観点から、保育士養成課程の見直しの方向性が取りまとめられたことを踏まえ、2017（平成29）年度中に関係省令、告示及び通知を改正し、2019（平成31）年度より適用することを予定している。

（参考）保育士養成課程等の見直しについて（検討の整理）〔報告書〕
（2017（平成29）年12月4日保育士養成課程等検討会）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000189068.html>

保育士養成課程の見直しに当たっては、各都道府県において、指定保育士養成施設から提出される修業教科目等の変更申請への対応を行うこととなることから、当該申請の承認を行うために必要な手続きについて、今年度内を目途にお知らせする予定である。

なお、保育士養成課程の見直しに伴う新たな保育士試験については、準備や周知に加え、受験者への配慮等を踏まえた時期として、2020（平成32）年度より適用することを予定している。

② 福祉系国家資格所有者の保育士資格取得への対応

「日本再興戦略」（2015（平成27）年6月30日閣議決定）等を踏まえた、福祉系国家資格（介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士）を所有する者への保育士養成課程・試験科目の一部免除等の運用改善の検討について、2017（平成29）年5月24日の保育士養成課程等検討会で議論の取りまとめが行われた。

この取りまとめを踏まえ、関係省令・告示・通知の改正を行い、

- ・福祉系国家資格所有者に対し、保育士試験の一部の科目（社会福祉・児童家庭福祉・社会的養護）の受験を免除するとともに、その他の科目についても、指定保育士養成施設において、試験科目に対応した教科目を履修した場合には、当該試験科目の受験を免除
- ・介護福祉士養成施設を卒業した介護福祉士に対し、保育士養成施設での履修科目の一部を免除

することとし、2018（平成30）年1月15日に施行されたので、関係機関への周知をお願いするとともに、この制度を活用した保育人材の確保に取り組んでいただきたい。

5. 改定保育所保育指針の適用について

(関連資料21参照)

保育所保育指針は、保育園における保育の内容に係る基本原則に関する事項等を示すものとして、2017（平成29）年3月に、2008（平成20）年から10年ぶりに改定を行った。

2018（平成30）年4月1日からの適用に向けて、2017（平成29）年7月に説明会を開催し、改定保育所保育指針及びその解説の内容について周知を行った。この改定保育所保育指針の解説の正式版については、2017（平成29）年2月中にできる限り早くお示しする予定である。

また、今回の改定において、保育園と小学校との連携に関し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有する等の記載が追加された。これを踏まえ、子どもの育ちを支える資料として就学時に保育園から小学校へ送付される「保育所児童保育要録」について、2019（平成31）年4月に小学校に入学する児童からの適用に向け、当該要録の記載事項や参考様式等について、現在検討会においてその見直しを検討しており、2017（平成29）年度中に改定した「保育所児童保育要録」の参考様式等を示す予定であるので、ご承知おきいただきたい。

6. 放課後児童対策について

(1) 放課後児童クラブの主な動向について

① 「放課後子ども総合プラン」の推進について

放課後児童クラブの実施状況について、毎年5月1日現在の状況を取りまとめているところであるが、平成29年においては、クラブ数、登録児童数ともに増加し、過去最高値となった一方で、利用できなかった児童（待機児童）数は33人減り、17,170人（うち小学1年生～3年生9,465人、小学4年生～6年生7,705人）となったところである。

- | |
|---|
| 1. 放課後児童クラブ数：前年比954か所増加
23,619か所（28年） → 24,573か所（29年） |
| 2. 放課後児童クラブの支援の単位数：前年比1,805支援の単位増加
28,198支援の単位（28年） → 30,003支援の単位（29年） |
| 3. 登録児童数：前年比78,077人増加
1,093,085人（28年） → 1,171,162人（29年） |
| 4. 利用できなかった児童数：前年比33人減少
17,203人（28年） → 17,170人（29年） |
| うち、小学1年生～3年生：前年比492人減少
9,957人（28年） → 9,465人（29年） |
| 小学4年生～6年生：前年比459人増加
7,246人（28年） → 7,705人（29年） |

平成26年7月には、文部科学省と共同で、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」を策定し、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることとしたところである。（関連資料22、23参照）

(ア) 国全体の目標達成に向けた整備について

「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を2018年度末までに1年前倒しして実施することとしており、平成29年の実施状況調査結

果では、登録児童数が対前年7.8万人増の117.1万人となっている。

これは、「放課後子ども総合プラン」に基づく着実な整備や放課後児童クラブのニーズの高まりから、一部の自治体において子ども・子育て支援事業計画を前倒しして整備が行われているものと考えられる。引き続き、市町村においては子ども・子育て支援事業計画を踏まえつつ、放課後児童クラブのニーズに応じた受け皿整備を着実に進めていきたい。

また、「放課後子ども総合プラン」では、全ての小学校区（約2万か所）で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上で実施することを掲げているが、平成29年の実施状況調査結果では、小学校内で実施する放課後児童クラブのうち、同一小学校内で放課後子供教室を実施し、かつ放課後子供教室の活動プログラムに参加している放課後児童クラブが4,554か所との結果が出たところである。

今後とも、受け皿整備や「一体型」の取組を進めるため、総合教育会議の活用や関係者が参画する市町村毎または学校区毎の協議会の設置などにより、学校施設の徹底活用を進めていきたい。

(イ)「一体型」の留意事項

一体型の放課後児童クラブと放課後子供教室は、同一の小学校内等で両事業を実施することで、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加でき、多様な体験活動や地域のボランティア及び異年齢児との交流が図られるというメリットがあることから、積極的な取組をお願いします。

一体型として実施する場合でも、両事業の機能を維持しながら、取り組んでいただく必要があり、特に放課後児童クラブについては、児童が安心して生活できる場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要である。また、放課後児童クラブのニーズがあるにも関わらず、児童が安心して生活できる場としての放課後児童クラブではなく、全ての児童に一律の居場所を提供する、いわゆる「一体化」の取組は、放課後児童クラブにおいて対象となる児童に確保されるべき、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる環境が確保されない恐れがあることから、十分ご留意いただきたい。

②社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会について

放課後児童クラブについては、女性就業率の上昇に伴い利用児童数が増加の一途にある中、量の拡充に加え、質の確保などのニーズへの対応等が課題となっている。こうした状況を踏まえ、今後の放課後児童クラブのあり方を含め、放課後児童対策について検討するため、社会保障審議会児童部会に「放課後児童対策に関する専門委員会」を設置したところである。

本専門委員会では、放課後児童クラブの量的拡充や質の確保、放課後児童クラブの新たな類型などについて議論することとしているので、各自治体においても本専門委員会の議論についてご承知おきいただきたい。

③平成29年の地方からの提案等に関する対応方針について

「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）において、以下のような内容の閣議決定がされたことから、自治体においてはその内容にご留意の上、必要に応じて財政措置等のご対応をお願いしたい。

- 放課後児童支援員認定資格研修の実施（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平26厚生労働省令63）10条3項）の事務・権限については、平成31年度から指定都市も実施できることとし、平成30年度中に省令を改正する。
- 「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後子供教室と一体型の放課後児童クラブの実施については、地域の実情を踏まえた運用ができるよう、児童の数が20名未満の場合における人員配置の考え方を検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 放課後児童支援員の員数については、登録児童数が少ない場合、地域の人口が少ない場合又は学校との連携が可能な場合等に対応できるように、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 放課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成29年度中に省令を改正する。
- 子育て支援員研修（放課後児童コース）修了者が放課後児童支援員認定資格研修の受講に必要とされる実務経験については、平成30年度

中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- 認定資格研修の受講科目については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を踏まえ、子育て支援員研修(放課後児童コース)修了者及び児童厚生員研修修了者について重複する科目を一部免除することについて検討し、平成30年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。
- 認定資格研修の経過措置については、当該研修の受講状況を踏まえ、経過措置期間終了後も継続した放課後児童クラブの実施体制が維持されることを念頭に、今後経過措置期間をどのように扱うかを含め検討を行い、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(2) 放課後児童クラブ関係・平成30年度予算案の概要

平成30年度予算案については、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を2018年度末までに1年前倒しして実施するため、施設整備費の補助率嵩上げを継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

(関連資料24参照)

① ソフト面(運営費)について

平成30年度予算案においては、受入児童数の更なる拡大を促すため、受入児童数の拡大[約3.9万人増]

1,177,959人(平成29年度)→1,217,117人(平成30年度)

を予定している。

また、平成29年度より実施している放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業については、

- i) 放課後児童支援員(経過措置対象者を含む。以下同じ。)を対象に年額12.5万円(月額約1万円)、
- ii) 経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を修了した者を対象にiと合わせて年額25.1万円(月額約2万円)、
- iii) 経験年数が概ね10年以上の事業所長(マネジメント)的立場にある放課後児童支援員を対象にiiと合わせて年額37.7万円(月額約3万円)、

を補助基準額として賃金改善に要する費用を補助することとしており、

放課後児童支援員の一層の処遇改善を図るため、積極的な事業実施をご検討いただきたい。

放課後児童支援員等処遇改善等事業についても、「小1の壁」の打破及び放課後児童クラブの質の向上を図るため、平成30年度予算案においても必要な経費を計上している。上記の「放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善を図るための補助」と併用可能となっているため、引き続き、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。(関連資料25参照)

② ハード面（整備費）について

平成30年度予算案の内容としては、

ア 昨今の資材費及び労務費の上昇傾向等を踏まえた国庫補助基準額の引上げ

○ 放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合
51,426千円→52,970千円

○ 上記以外の場合
25,713千円→26,485千円

イ 平成29年度に引き続き、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は待機児童解消加速化プランに参加している場合は、補助率の嵩上げを実施

○ 公立の場合の国庫補助率
1 / 3 → 2 / 3

○ 民立の場合の国庫補助率
2 / 9 → 1 / 2

を予定している。

③ 研修事業について

研修事業については、放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修を実施するために必要な経費の補助、及び放課後児童支援員等の質の向上のための現任研修を実施するために必要な経費の補助を引き続き計上している。

都道府県認定資格研修については、放課後児童クラブの設備運営基準において、平成31年度末までに当該研修を修了することを予定している者についても放課後児童支援員の資格を満たしているものと取り扱う経過措置を設けているところであるが、平成29年5月現在で、放課後児童支援員のうち当該研修を受講した者の割合は、39.4%であった。都道府県におかれては、経過措置期間中にすべての放課後児童支援員が受講できるよう、計画的な研修の実施に特段のご配慮をいただきたい。

放課後児童支援員等資質向上研修事業については、平成27年3月にとりまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」において、「放課後児童支援員等の資質の向上を図るためには、個々の職員の経験

年数や保有資格、スキルに応じて、(略) 計画的に育成していくシステムを構築していくことが必要」とされている。また、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業のうち、経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員に対する支援については、一定の研修を修了した者が対象となっているため、地域における現任研修に積極的に取り組んでいただきたい。

7. 児童虐待防止対策の推進について

(1) 平成29年児童福祉法等改正法の施行に向けて

虐待を受けた児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律第69号。以下「平成29年改正法」という。）が平成29年6月21日に成立し、平成30年4月2日から施行されることに伴い、「児童相談所運営指針」を改正、「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）の施行に係るQ&A」を作成し、各自治体に周知させていただいたところである。

都道府県、指定都市、児童相談所設置市におかれては、平成29年改正法の円滑な施行に向けて、平成29年改正法の内容について御了知いただくとともに、各児童相談所において各家庭裁判所と具体的な司法手続に関する協議を行っていただくようお願いする。

(2) 平成30年度予算案における児童虐待防止対策関係事業について (関連資料26参照)

平成30年度予算案においては、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」（注）、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号。以下「平成28年改正法」という。）、平成29年改正法等に基づき、引き続き、児童相談所及び市町村の体制の強化や専門性の向上等を図るための財政支援を行うこととしている。

(注) 子どもの貧困対策会議（平成27年12月21日）で決定された「すくすくサポート・プロジェクト」（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）の1つ。

① 児童相談所の体制強化等

児童相談所の体制を一層強化するため、平成30年度予算案において、以下の予算を盛り込んでおり、これを積極的に活用し、児童虐待対応等の迅速な対応に努められたい。

○ 平成28年改正法により義務付けられた児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修、要保護児童対策調整機関調整担当者研修の実施に係る費用への補助の充実を図るとともに、児童福祉司スーパーバイザー研修及び児童相談所長研修を実施又は委託する費用に係る補助を創設。

- 一時保護中の子どもの権利擁護を図るため、以下のとおり補助の充実を図ることとしている。
 - ・ 一時保護所において学習指導協力員を配置した上で、一時保護中の子どもに対する学習支援その他学習面全般の調整を行う体制を整えた場合の補助の充実。
 - ・ 一時保護中の子どもの生活費の支弁方法の見直し
 - ・ 一時保護委託を受けた里親や施設が子どもの通学時に送迎を行った場合の加算の創設。
 - ・ 児童養護施設等に一時保護専用施設を設けた場合の運営費の加算（一時保護実施特別加算）における敷地内要件の緩和。
- 未成年後見人の確保を図るため、児童相談所長以外からの請求に基づき選任された未成年後見人を報酬等の補助対象となるよう、未成年後見人支援事業の補助対象を拡大。
- その他、弁護士や子どもの安全確認等を行う職員の配置に要する費用等への補助の実施。

② 市町村の体制強化等

市町村の相談支援体制を強化するため、平成30年度予算案において、以下の内容を盛り込んでおり、これらを積極的に活用し、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努められたい。

- 平成28年改正法において、市町村が、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることとされたことを踏まえ、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の運営に要する費用（人件費等）及び既存の施設の修繕等に要する費用の補助。
- 市町村が児童相談所からの指導措置の委託など、在宅での子どもの支援が適切に行われるよう、市町村にスーパーバイザーを配置するための費用の補助。
- 要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職が義務研修等を受講する間の代替職員の配置や支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員又は心理担当職員等を配置するための費用の補助。
- 児童相談所の設置を目指す中核市及び特別区へ職員を派遣する都道府県等に対し、代替職員の配置に要する費用について補助を創設。
- 新たに児童相談所を設置する中核市・特別区が、個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような一時保護所を整備する場合の補助の加算を創設。

(3) 児童相談所及び市町村の体制整備について

① 児童福祉司等に義務化された研修の実施について

平成29年4月から平成28年改正法により義務付けられた児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修、児童福祉司スーパーバイザー研修、要保護児童対策調整機関調整担当者研修（以下「児童福祉司等の研修等」という。）については、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、研修等の実施方法等の詳細（カリキュラム、実施主体、対象者、講師要件、研修の修了評価等）についてお示ししているところである。

各自治体におかれては、児童福祉司等の専門職が適切に研修を受講できるよう、引き続き、研修の実施をお願いしたい。なお、児童福祉司等の研修等の実施に当たっては、児童虐待防止対策支援事業における児童虐待防止対策研修事業を積極的にご活用いただきたい。

また、児童福祉司等の研修等の実施に当たっては、法律で定められた者以外の者が受講することも差し支えなく、特に児童福祉司任用前講習会や要保護児童対策調整機関調整担当者研修については、児童福祉司や市町村における児童虐待防止対策に関する業務の遂行に当たり必要な知識に関する内容が多く含まれているため、市区町村子ども家庭総合支援拠点の職員も含め、市町村の児童家庭相談に携わる職員にも積極的に受講していただくことが望ましい。

② 児童福祉司スーパーバイザー研修の実施等について

児童福祉司スーパーバイザー研修については、平成29年度においては「子どもの虹情報研修センター」（横浜市）に加え、厚生労働省の委託事業として、公益財団法人SBI子ども希望財団においても神戸市・大阪市で実施している。

平成30年度の児童福祉司スーパーバイザー研修についても、研修実施団体、日程等が決まり次第お知らせするので、ご承知おき願いたい。

(4) 児童相談所の体制整備について

① 児童相談所強化プランについて（関連資料27参照）

児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加等の深刻な状況を踏まえ、児童福祉司等の専門職の配置の充実や資質の向上を図るなど、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため平成28年4月に「児

童相談所強化プラン」を策定した。

本プランは、平成28年度（2016年度）から平成31年度（2019年度）までの4年間で児童福祉司等の専門職を1,120人増員することを目指しており、平成28年度の地方交付税として、標準団体（人口170万人）当たり（細目）児童福祉費（細節）児童相談所費として67人（児童福祉司39人（うちスーパーバイザー7名）、児童心理司15名、保健師3名）の職員が措置された。

さらに、平成29年度においては、児童福祉司2名、児童心理司2名が増員されており、平成30年度においても、人員増に係る地方交付税要望を行っているところである。

これらを踏まえ、児童虐待等が発生した場合の子どもの安全確保等を迅速に行えるよう、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市におかれては、引き続き児童相談所の体制強化に努めていただくようお願いする。

また、児童相談所全国共通ダイヤル「189」については、平成30年2月より、携帯電話等からの発信について、音声ガイダンスに代わりオペレーターが対応するコールセンター方式を導入することとしているので、ご承知おき願いたい。

（5）市町村の体制整備について

① 中核市・特別区における児童相談所の設置について

（関連資料28・29参照）

児童相談所の設置については、平成16年の児童福祉法等の改正において、都道府県・指定都市に加え、中核市についても政令による指定を受けることで児童相談所を設置することができることとされたが、現在児童相談所を設置している指定都市以外の市は横須賀市、金沢市の2市に止まっている。

しかしながら、児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどり、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所を中心にきめ細かな対応が求められていることから、平成28年改正法において、特別区についても児童相談所を設置できるよう、児童相談所設置自治体の拡大が図られたところである。

また、平成28年改正法の附則において「政府は、この法律の施行後5年を目途として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

このため、平成29年度予算において、中核市及び特別区が児童相談所の設置に向けた準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や、児童相談所の業務を学ぶための研修に職員を派遣する間の代替職員の配置に要する費用を計上した。

さらに、平成30年度予算案においては、児童相談所の設置を目指す中核市及び特別区へ職員を派遣する都道府県等に対する、代替職員の配置に要する費用への補助の創設や、新たに児童相談所を設置する中核市・特別区が、個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような一時保護所を整備する場合の補助の加算を創設する。

また、制度・運用面の支援策としては、児童相談所の設置を円滑に行えるよう、設置準備から開設までの流れを網羅的に把握できるよう必要な整理事項をまとめた児童相談所設置のためのマニュアルの作成や、児童福祉司の任用資格要件を見直し、実務経験として市町村等の児童家庭相談業務の拡大などを講じている。

なお、中核市・特別区の児童相談所の設置に向けては、すでに児童相談所を設置している自治体の協力が必要不可欠であるため、「児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力について」（平成29年3月22日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、都道府県・指定都市・児童相談所設置市におかれては、管内中核市・特別区が児童相談所の設置を検討する際には、必要な支援をお願いしたい。

② 「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置促進について (関連資料30参照)

平成28年改正法において、基礎的な地方公共団体である市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化された。

これを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」という。）について、「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参考に、体制整備に努めていただくようお願いする。

支援拠点の設置に関して、特に留意していただきたい点としては、以下のとおりである。

- ・ 小規模や児童人口が少ない市区町村においては、複数の地方自治体が共同で設置することも可能であること
- ・ 支援拠点は、多くの関係機関の役割や責務を明確にし、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けていく役割も担っているため、「要保護児童対策調整機関」を担うことが求められること
- ・ 支援拠点は、特定妊婦等を対象とした相談支援等を行う役割も担っているため、子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を図り、より効果的な支援につなげるために、同一の主担当機関が支援拠点と子育て世代包括支援センターの2つの機能を担い、一体的に支援を実施することが求められること
- ・ 平成28年改正法の趣旨を踏まえ、支援拠点も含めた市区町村の子ども家庭相談体制の一層の強化を図るように努めること

また、平成30年度予算案における財政支援策としては、

ア ソフト面（運営費）

直営で行う場合と一部業務を委託して行う場合に分けて、1支援拠点を単位として、児童人口規模に応じて設定した5類型の区分に基づき、人件費を含む運営費の補助（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

イ ハード面（整備費）

既存の施設の修繕等に要する費用の補助（次世代育成支援対策施設整備交付金）

を計上していることから、積極的な活用をお願いしたい。

以上を踏まえ、子どもやその保護者にとって最も身近な場所である市町村における福祉に関する支援等を行う体制強化に努めていただくようお願いする。

なお、支援拠点については、今年度の設置状況等を把握するための調査を依頼させていただく予定であるので、ご承知おき願いたい。

8. 社会的養育の充実について

(1) 平成30年度予算案における社会的養育の推進関係事業等について

(関連資料26・31参照)

平成28年の通常国会で成立した改正児童福祉法では、児童が権利の主体であることを位置付けるとともに、社会的養護が必要な場合には里親等の家庭養育を優先することを明確にする等の改正を行った。

この改正法等を踏まえ、平成30年度予算案においては、①家庭養育等の推進、②施設の小規模化・多機能化等の推進、③被虐待児などへの自立支援の充実に必要な予算を計上することとし、具体的には、

①家庭養育等を推進するための予算として、

ア 里親制度の普及啓発による新規里親のリクルート、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画の策定、委託後の相談支援等を行う「里親支援事業」について、「新規里親委託件数」に応じた加算を設定するとともに、親子関係再構築に向けた実親との面会交流支援を新たに追加

イ 養親希望者等の負担軽減に向けたモデル的な取組を行う民間養子縁組あっせん機関に対する助成等の創設

ウ 乳児院等について、入所児童を里親に委託する際のマッチングの実施や、委託後のアフターケアの実施など、積極的な里親支援を行う体制構築のため、児童入所施設措置費等の運用改善等

②施設の小規模化・多機能化等を推進するための予算として、

ア 児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化の更なる推進を図るため、小規模グループケアの設置か所数の制限（1施設当たり6か所までを上限とし、かつ、3か所以上設置する場合はファミリーホームを2か所以上設置する等の要件）を廃止するとともに、施設整備費や既存の建物の賃借料に対する助成

イ 一時保護が必要な子どもを積極的に受け入れる乳児院等に対する安定的な財政支援を図るため、児童入所施設措置費等の運用改善

ウ 乳児院等における保護者等への支援のため、施設に育児指導を行う者を配置し、子どもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に言いながら伝えること等により、親子関係の強化や親子関

係再構築のための育児指導機能の充実を図るとともに、医療機関との連携強化を図るため、医療機関との連絡調整を担う職員を配置することにより、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受け入れを促進 等

③被虐待児などへの支援の充実のための予算として、

ア 里親や児童養護施設等の委託・入所者に対して、措置解除後、原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業等」

イ 大学等に就学している自立援助ホーム入居者について、20歳到達後から22歳の年度末までの間、引き続き継続して支援を行う「就学者自立生活援助事業」 等

に必要な予算として、約1,498億円を計上したところであるので、都道府県等におかれては、積極的な実施をお願いします。

なお、平成29年度より実施している「児童養護施設職員等の処遇改善導入円滑化特別対策事業」については、平成29年度限りで廃止することとしている。

(2) 家庭養育の推進について

平成29年12月22日に開催した第22回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会において、平成28年児童福祉法改正や厚生労働省の有識者会議で取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」等を踏まえて平成30年度中を目処に行われる都道府県計画の見直しに当たっての基本的考え方や留意点などのポイントをまとめた「都道府県計画の見直し要領(骨子案)」の案をお示し、この都道府県計画の見直し要領(骨子案)については、様々なご意見をいただいております、引き続き専門委員会で議論することとしている。

今後、この骨子案について各都道府県への説明等を行っていく中で頂いたご意見等を踏まえ、追加・補足等を行った上で反映し、フォスタリング機関事業のガイドラインや施設の多機能化の内容等も盛り込んだ見直し要領を平成29年度内に示す予定。

(3) 特別養子縁組の推進について

(関連資料32参照)

保護者のない子どもや、虐待を受けた子どもなど、社会的養育が必要な子どもに対し、温かく安定した家庭の中での養育を確保する上で、養

子縁組あっせん事業が果たす役割は重要である。

このため、第192回国会（臨時会）において、議員立法として提出された民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）が、平成28年12月9日に成立した。同法では、養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度とし、その業務の適正な運営を確保するための措置を講じようとするものであり、施行日は平成30年4月1日とされている。

金品による優先的なあっせんや、実親への不十分な意思確認など、養子縁組あっせん事業を行う者の対応が不適切な事案も生じており、同事業の適正かつ円滑な運営が図られるよう、同法の施行に当たっては、下記の関係法令及び関係通知に基づき、適正に対応していただくようお願いしたい。また、同法の施行により、養子縁組あっせん事業に関する規制が大きく変更されることから、許可申請を希望する者からの相談に丁寧に応ずるなどの対応をお願いしたい。

また、平成30年度予算案において、特別養子縁組を推進するため、

- ① 民間養子縁組あっせん機関と関係機関との連携体制を構築し、子どもとの事前のマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供など、養親希望者等の負担軽減に向けたモデル的な取組を行う民間養子縁組あっせん機関に対する助成や、職員の人材育成を進めるための研修受講費用を助成する「特別養子縁組民間あっせん機関助成事業」の創設
- ② 民間養子縁組あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事業を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間養子縁組あっせん機関の職員等が受講する「特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業」の創設

を盛り込んだところである。管内に民間あっせん機関のある都道府県等におかれては、「特別養子縁組民間あっせん機関助成事業」の積極的な実施をお願いする。

（参考URL）

- 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）
http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1731
- 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の施行期日を定める政令（平成29年政令第289号）

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H171127N0060.pdf>

- 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令（平成29年政令第290号）

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H171127N0050.pdf>

- 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令第125号）

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H171127N0040.pdf>

- 民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針（平成29年厚生労働省告示第341号）

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H171127N0030.pdf>

- 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第十二条の厚生労働大臣が定める基準（平成29年厚生労働省告示第342号）

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H171127N0020.pdf>

- 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等の施行について（通知）（平成29年11月27日付子発1127第4号）

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T171128N0020.pdf>

9. ひとり親家庭等自立支援施策について

(関連資料33～42参照)

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、昭和63年から平成23年の25年間で母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍となっている。また、母子世帯の80.6%が就業しているが、そのうち47.4%はパート、アルバイト等の不安定な就労形態にあり、母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は181万円、平均年間収入（母自身の収入）は223万円と低い水準にある。

こうしたひとり親家庭等の自立に向けては、

- ・ 支援が必要な方に行政のサービスが十分に行き届いていない
- ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多く、一人一人に寄り添った支援が必要
- ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援が必要
- ・ 安定した就労による自立の実現が必要

といった課題がある。

このため、平成27年12月に決定された「すくすくサポート・プロジェクト」においては、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援など総合的な支援施策の充実を図ったところである。

子どもの貧困対策を推進する観点からも、ひとり親家庭の自立を支援するため、同プロジェクトに基づく支援施策を着実に進めることが重要であり、2018年度（平成30年度）予算案において、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援などの支援策を着実に実施するとともに、以下の取組に必要な予算を確保している。

①児童扶養手当について

ア 全部支給に係る所得制限限度額を収入ベースで130万円から160万円（扶養親族等の数が1人の場合）に引き上げる

※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

イ 手当額の算定基礎となる所得額から、公共用地の取得に伴う土地代金や物件移転料等を控除する

※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

ウ 支給回数について、2019年（平成31年）11月支給（8月分～10月分）から、現行の年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）に見直す

こととしており、支給回数については、次期通常国会に児童扶養手当法改正法案の提出を予定している。

なお、上記ア～ウの改正に伴うシステム改修等については、地方財政措置が講じられる予定であり、各改正後の最初の支給に当たっては、適切な事務処理をお願いしたい。

②母子父子寡婦福祉資金について

新たに大学院進学のための修学資金等を創設し、支援の充実を図ることとしている。

③未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用について

未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施することとしている。

④高等職業訓練促進給付金について

当該給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修学する場合には、通算3年分の給付金を支給できるよう支援を拡大することとしている。

また、平成28年度全国ひとり親世帯等調査の結果では、前回調査（平成23年度全国母子世帯等調査）と比べて、雇用や所得の増加が見られるが、ひとり親家庭の多くが依然として厳しい状況に置かれている状況となっている。

各自治体におかれては、ひとり親家庭の生活実態や支援ニーズを踏まえ、支援策の積極的な取組をお願いする。

10. 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援について

(1) 不妊治療への助成等について（関連資料43、44参照）

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成している。

平成30年度予算案では、初回の助成額の増額及び男性不妊治療への助成を継続することとしている。

不妊専門相談センターについては、2019年度までに全都道府県・指定都市・中核市に配置して相談機能を強化することとしている。

このため、平成30年度予算案において、当該目標の達成に向けて必要な箇所数の増を計上したところである。

センター未設置の指定都市・中核市におかれては、設置に向けた積極的な検討をお願いしたい。

また、既に設置している都道府県等におかれては、相談窓口の利便性の向上や相談機能の強化について、積極的な取組をお願いしたい。

(2) 子育て世代包括支援センターの全国展開について

(関連資料45参照)

子育て世代包括支援センターでは、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦等の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するために相談支援等を行うこととしている。平成29年4月1日時点で525市区町村(1,106か所)に設置されており、2020年度末までの全国展開を目指して整備を進めていくこととしている。

子育て世代包括支援センターの設置は、市町村の努力義務として母子保健法上、位置づけられているところである（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」）。

各市町村におかれては、開設準備経費の補助も活用し、昨年策定した子育て世代包括支援センターにおける業務についてのガイドラインを参照の上、地域の実情に応じた積極的な取組をお願いしたい。

各都道府県においても、管内市町村のセンター設置に向けた支援をお願いしたい。

(3) 産前・産後の支援について（関連資料46、47参照）

①妊娠・出産包括支援事業

妊娠・出産包括支援事業のうち、「産前・産後サポート事業」及び「産後ケア事業」については、平成30年度予算案において、市町村の人口規模に応じた補助基準額を設定するとともに、各市町村の実施予定等を踏まえ、事業実施箇所数の増に必要な予算を計上したところである。

各自治体におかれては、昨年策定した産前・産後サポート事業及び産後ケア事業についてのガイドラインを参照の上、積極的な取組をお願いしたい。

②産婦健康診査事業

産後うつへの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）を実施している。

平成30年度予算案において、必要な件数の増を計上したところである。

なお、産婦健康診査事業の実施に当たっては、産後うつへの早期対応を行うため、産後ケア事業を実施することを要件としていることから、産後ケア事業とともに積極的な取組をお願いしたい。

③新生児聴覚検査の体制整備事業

聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合は、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育が図られるよう、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要である。

しかしながら、平成28年度の母子保健課による調査結果では、検査の受診者数を把握している市区町村における検査の受診率は82.8%、公費負担を実施している市区町村は12.9%となっており、その取組は十分とはいえない結果となっている。

このため、各都道府県におかれては、関係者からなる協議会を設置するなど新生児聴覚検査体制整備事業を活用し、管内市区町村における新生児聴覚検査の実施体制の整備に積極的に取り組まれるようお願いしたい。

(4) 女性健康支援センター事業について（関連資料48参照）

女性健康支援センターでは、思春期から更年期にいたる女性を対象と

し、各ライフステージに応じた相談等を行っているところであるが、予期せぬ妊娠などについての相談体制の充実が求められている。

平成30年度予算案において、夜間や休日の相談受付時間の延長に要する費用を計上したところである。

センター未設置の指定都市・中核市におかれては、設置に向けた積極的な検討をお願いしたい。

また、既に設置している都道府県等におかれては、相談窓口の利便性の向上や相談機能の強化について、上記予算も活用して積極的な取組をお願いしたい。

(連 絡 事 項)

1. 保育対策等の推進について

(1) 保育対策関連予算について（関連資料11～15参照）

① 待機児童の解消等に向けた取組の推進

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を確保するため、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。また、保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材を確保するため、保育補助者の雇上げ支援における資格要件の緩和等による事業の拡充や、保育士資格取得支援事業の改善など、総合的な保育人材確保策を推進する。

また、「広域的保育園等利用事業」における自宅等からの保育園等への直接送迎の実施や、家庭的保育事業における複数の事業者・連携施設による共同実施を支援する。

さらに、保育園等における事故防止のための研修や巡回指導により、安心かつ安全な保育の実施を支援する。

ア 保育の受け皿拡大 889億円（689億円）

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備や改修に要する経費に充てるため、市町村に補助する。

「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）し、保育の受け皿の整備を推進する。

また、土地の所有者と保育園等を整備する法人のマッチング等を行う「民有地マッチング事業」において、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や専任の担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う市町村について支援の拡充を図る。

【2017（平成29）補正予算案】 643億円

保育の受け皿の整備を確実に進めるため、「子育て安心プラン」による保育の受け皿拡大のうち3万人分を前倒しし、施設整備や改修を進めるための費用を補正計上。

※ 意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）

イ 保育人材確保のための総合的な対策 117億円（201億円）

保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材の確保のための取組として、以下の見直し・拡充を行い、保育人材確保対策の充実を図る。また、保育士等の質の向上・人材確保を行うための各種研修を実施する。

○保育補助者雇上支援事業

- ・対象となる保育補助者の要件を緩和（子育て支援員研修の受講→保育園等での実習（40時間）も可）
- ・1施設当たりの保育補助者の数を、定員規模に応じ設定（従前は1施設につき1名）

○保育体制強化事業

- ・対象となる市町村の要件を緩和（待機児童解消加速化プラン参加要件の撤廃）

○保育士資格取得支援事業

- ・対象となる職員の拡大（常勤職員のみ→全職員） など

【2017（平成29）補正予算案】

13億円

保育士の業務負担軽減を図るため、保育計画や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務に係るシステムの購入費用について支援する。

ウ 多様な保育の充実

34億円（70億円）

自宅から距離のある保育園等の利用を可能にするための保育園等への直接送迎の実施や家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形での保育の実施を支援する。

エ 安心かつ安全な保育の実施への支援

保育園等での事故を防止するため、保育園等への巡回指導や事故予防のための研修の実施などを支援する

【2017（平成29）補正予算案】

24億円（23億円）

保育園等における重大事故を防止するため、事故防止に役立つ備品等の購入を支援する。

② 子ども・子育て支援新制度の実施

※内閣府予算

ア 子どものための教育・保育給付

- ・施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費）
- ・地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

※ 2018（平成30）年度予算案における改善の内容

- ・保育士の処遇改善

2017（平成29）年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の処遇改善（保育士平均+1.1%）を2018（平成30）年度の公定価格にも反映する。

イ 地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・ 利用者支援事業、延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業等

ウ 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の推進

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

・ 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設の設置・運営を支援する。

※ 2018（平成30）年度予算案における改善の内容

- ・ 2017（平成29）年度までの企業主導型保育事業の7万人の整備に加え、新たに2万人分を整備
- ・ 中小企業における企業主導型保育事業の活用促進
運営費の企業負担分の軽減、防犯・事故防止のための加算の増額、整備費において共同設置・共同利用のための加算を創設、地域ごとの中小企業向け説明会・相談会の開催や好事例集の作成
- ・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉なベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援する。

③ 「医療的ケア児保育支援モデル事業」※34億円の内数（70億円の内数）

医療的ケアを必要とする子どもを保育園で受け入れられるよう、保育園の保育士が医療的ケアを行うために必要となる研修の受講や、医療的ケアを行う看護師の配置などの体制整備を行うモデル事業を実施する。

※ 事業実施にあたっては、補助金の交付申請を行う前に、事前協議を行い、各自治体より取組方法等について聴取した上で、補助対象自治体を選定。

※ 2018（平成30）年度から、事業を実施するための要件としていた看護師配置を任意とするなど、より柔軟に事業が実施できるよう改善。

④ 障害児保育の充実

※地方交付税措置

障害児保育に要する経費については、2003（平成15）年度に一般財源化され、地方交付税による措置が講じられているが、2018（平成30）年度の交付税において、保育園において増加する障害児に対応できるよう、総務省に対し地方交付税

の増額を要望中。

(2) 技能・経験に応じた処遇改善について

2017（平成29）年度から開始された技能・経験に応じた処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）については、現在、加算の認定状況や研修の実施状況について調査・集計を行っており、この調査結果を踏まえ、研修要件等を検討することとしている。

この処遇改善等加算Ⅱは、保育人材の確保に資するものでもあるので、各自治体におかれては、できる限り多くの保育事業者に処遇改善等加算を活用いただけるよう、管内保育事業者への働きかけ等ご協力をお願いしたい。

(3) 企業主導型保育事業と市町村計画との連携について

企業主導型保育事業（2016（平成28）年度創設）については、2017（平成29）年度末までに行った約7万人分の整備に加え、2018（平成30）年度予算案において「子育て安心プラン」に基づき、新たに約2万人分の整備を実施することとしているが、企業主導型保育事業による保育の受け皿整備と市町村による整備計画の連携が適切に図られるよう、企業主導型保育事業所の設置情報等の市区町村への提供について内閣府と調整しているので、ご承知おきいただきたい。

(4) 平成30年度税制改正について（関連資料16参照）

2017（平成29）年12月22日に「平成30年度税制改正の大綱」が閣議決定され、個人又は法人が、2018（平成30）年4月1日から2020（平成32）年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、その保育事業の用に供した場合には、3年間12%（建物等及び構築物については、15%）の割増償却ができる税制上の措置が講じられることが盛り込まれている。

(5) 保育園等の連携施設の確保について

家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）については、保育が適切かつ確実に行われるとともに、家庭的保育事業者等による保育の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、保育園等の連携施設を適切に確保する必要がある。

平成28年12月の総務省行政評価局による勧告「子育て支援に関する行政評価・監視」において、連携施設の確保のためには市区町村による実

効的な支援が必要である旨指摘されたことも踏まえ、2018（平成30年）年度予算案に計上した「家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業」を活用していただくなど、引き続き連携施設の確保に向けた取組を進めていただくようお願いする。

（参考）家庭的保育事業等の連携施設の設定状況について

（平成28年4月1日現在）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135739.html>

（6）保育事故防止に係る安全対策の強化について

（関連資料15・49参照）

保育施設等における事故防止の取組を推進するため、これまで、内閣府等とともに、重大事故の予防や事故発生時の対応に関するガイドラインの作成及び周知を行ってきたところであるが、重大事故の発生防止と事故発生時の適切な対応の徹底を図るため、各地方自治体におかれては、引き続き、保育施設等への周知をお願いしたい。

また、重大事故が発生した場合には、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（2016（平成28）年3月31日内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、同職業家庭両立課長、家庭福祉課長、保育課長連名通知）に基づき、地方自治体において検証を実施していただいているところであるが、一部の自治体においては検証が進んでいない状況が見受けられることから、2017（平成29）年9月に、検証の徹底を求める事務連絡を発出したところである。各自治体におかれては、本事務連絡の内容を踏まえ、検証を実施するよう徹底を図っていただくとともに、各都道府県におかれては、管内の市区町村が検証を行う場合、市区町村からの協力要請に応じるとともに、市区町村との十分な連携を図っていただくよう、お願いしたい。

重大事故の検証については、「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」において、検証を行った自治体からヒアリングを行い、再発防止策等について議論しているところであるが、同会議でのこれまでの議論を踏まえて注意喚起が行われているので、各自治体におかれては、管内の保育施設等や関係機関への周知をお願いしたい。

これらの取組に加え、2017（平成29）年度からは、地方自治体が重大事故の防止を内容とした研修や巡回支援指導を行うための費用の一部を補助する事業を行っており、重大事故の発生や再発防止に取り組んでいるところである。特に、巡回支援指導については、指導監督部門との十

分な連携を図っていただくことにより、認可外保育施設に対する立入調査等の適切な実施につなげていただきたい。

さらに、2017（平成29）年度補正予算案において、睡眠中等の重大事故が発生しやすい場面において、事故防止のために活用できる備品を購入した場合の経費の一部を補助する事業を計上している。

各自治体におかれては、これらの事業の積極的な活用により、事故防止に関する知識の普及やガイドラインの普及とともに、保育施設等への適切な指導・立入調査の実施、安全な保育環境の整備等に努めていただくようお願いしたい。

（7）認可外保育施設等の事故報告の義務化について

（関連資料50参照）

認可外保育施設等で重大事故が発生した場合については、これまで、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（2015（平成27）年2月16日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）により、施設から報告を求めてきたところである。

今般、「子育て安心プラン」に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正し、認可外保育施設等において事故の発生又は再発防止に努めるとともに、事故が発生した場合には、認可外保育施設等に関する指導監督権限がある都道府県に速やかに事故の報告を行うよう、同規則において義務付けた。

各自治体におかれては、管内の認可外保育施設等に対して、事故が発生した場合には適切な報告がなされるよう、周知徹底をお願いしたい。

（8）地方分権に係る地方からの提案等への対応方針について

（関連資料51参照）

2017（平成29）年度の地方からの提案等への対応方針として、自宅で保育を提供している家庭的保育事業者について、自園調理の適用に係る経過措置を延長し、外部搬入が可能な事業者の要件を緩和するとともに、

- ・ 保育園の保育士の配置基準について、子どもの年齢の基準日を年度初日の前日から年度途中に変更することにより、年度途中で保育士の配置基準が変わる場合の影響等を調査し、対応を検討の上、2018（平成30）年度中に結論を得る
- ・ 保育園の居室の床面積について、特例が適用される地域の基準の緩和及び当該特例の適用期間の延長について検討し、2017（平成29）年

度中に結論を得る
などを行うこととしている。

(9) 「規制改革推進に関する第2次答申」を踏まえた対応方針 について（関連資料52参照）

2017（平成29）年11月29日に規制改革推進会議において公表された「規制改革推進に関する第2次答申」を受け、その具体的な留意事項として2017（平成29）年12月21日に事務連絡を発出したので、都道府県におかれては、管内市区町村に対し、周知等をお願いしたい。

※ 具体的な留意事項の内容

- ・ 各市区町村が定める保育提供区域内に居住する子どもについて、地理的要因や交通手段、通勤経路等を踏まえ、当該区域内の保育園等への入園の可能性が大きく高まるような点数付けを行うことが考えられること
- ・ 保育提供区域内に居住する子どもの入所を優先することは、大規模マンションでの保育園等の設置促進にも資することから、大規模マンションでの保育園等設置に取り組む市区町村をはじめ、各市区町村においては、入園の可能性が大きく高まるような点数付けの実施について検討すること
- ・ 保育所保育指針が示す基本原則を逸脱しない範囲での付加的な保育について、保護者に対して説明し、その同意を得られれば、別途保護者の負担を求めたうえで保育園等において実施することは可能であること
- ・ 保育人材確保対策を推進するため、短時間勤務保育士の活用促進や保育士・保育所支援センターを設置していない都道府県等における設置促進を図ること

(10) 保育園等の優先入所に係る取扱いについて

（関連資料53・54参照）

利用調整を行うに当たっては、特に待機児童が発生している市区町村において、保育園等の利用に係る優先度を踏まえて、その利用の調整を行うため、2014（平成26）年の留意事項通知の内容も踏まえ、独自に点数付けを行うなどの取扱いを行っている事例が多く見られるところである。

こうした市区町村においては、利用調整における選考過程の透明化を図り、もって保育園等の入所申込者の十分な理解が得られるよう、引き続き、点数付けの際の考慮要素となる項目や基準等の公表及び周知に努めるとともに、入園申込者からの求めがあった場合等に当該申込者に係る点数等を開示するなど、きめ細かな対応に努めるよう、2016（平成28）年7月28日付けで事務連絡を発出している。

また、当該事務連絡において、利用調整を行うに当たって、①兄弟姉

妹について同一の保育園等の利用を希望する場合②保育士等の子どもが保育園等の利用を希望する場合③小規模保育等の地域型保育事業の卒園児童である場合における優先的な取扱いについて、改めて配慮を求めているところである。

2017（平成29）年6月に公表された「子育て安心プラン」の「6つの支援パッケージ」において、保育人材の確保のための方策の1つとして「保育士の子どもへの預かり保育の推進」が盛り込まれており、これを受け、「保育士等の子どもへの優先入所等に係る取扱いについて」（2017（平成29）年9月29日内閣府子ども・子育て本部政策統括官参事官（子ども・子育て支援担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知）を発出したところである。

さらに、2017（平成29）年11月29日の「規制改革推進に関する第2次答申」を受け、保育提供区域内に居住する子どもの入所を優先することは、大規模マンションでの保育園等の設置促進にも資することから、大規模マンションでの保育園等設置に取り組む市区町村をはじめ、各市区町村においては、入園の可能性が大きく高まるような点数付けの実施について検討するよう、2017（平成29）年12月21日に事務連絡を発出したところである。

なお、フリーランスで働く方等多様な働き方をしている保護者が、保育園等の利用申込みをした際の調整において、一律に不利な状況に置かれることがないように、利用調整の際に留意すべきポイントをまとめた事務連絡を2017（平成29）年12月28日に発出したところである。

(11) 保育園における第三者評価の受審について

個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果の公表が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的とする第三者評価については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、受審を努力義務化するとともに、5年に1度の受審が可能となるよう、受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審料の半額程度を公定価格の加算として補助することとしている。

第三者評価については、2015（平成27）年6月30日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2015において、「保育サービスの質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備するため、2019年度末までにすべての保育事業者において第三者評価の受審が行われることを目指す。また、当該受審結果について、積極的に「見える化」を進め、就職を希望する保育士や保育サービス利用者が優良な保育事業主を選択

できるような環境整備を進める」こととされており、受審率の向上に向けて、引き続き各自治体における積極的な取組が必要である。

(12) 保育所における感染症対策ガイドライン及びアレルギー対策ガイドラインの改訂について

2012（平成24）年11月に改訂された「保育所における感染症対策ガイドライン」については、今回の保育所保育指針の改定において、第3章「健康及び安全」の記載の充実が図られたことや、感染症法等の関係法令の改正及び科学的根拠に基づく最新の知見等を踏まえ、有識者による検討会を開催し、改訂に向けて現在検討を進めている。

また、2011（平成23）年3月に策定された「保育所におけるアレルギー対策ガイドライン」については、アレルギー疾患対策基本法が2014（平成26）年6月に成立し、特にエピペンへの対応や除去食の対応等、科学的根拠に基づく最新の知見を踏まえたガイドラインの改訂が必要となっている。このため、2018（平成30）年度中に検討委員会を設置・開催し、改訂を行うことを検討しているところである。

(13) 保育園等の実態調査について

（関連資料55参照）

子ども・子育て支援新制度が施行して3年目となり、5年後の見直しの中間年を迎えたことを受け、今後の公定価格の設定等の検討に資するよう、「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」を実施し、2017（平成29）年11月の子ども・子育て会議において報告したところである。

2. 児童健全育成対策等について

(1) 放課後児童クラブについて

① 都道府県認定資格研修講師養成研修の実施

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）第10条において、放課後児童支援員となるためには、「都道府県知事が行う研修」（認定資格研修）を修了しなければならないこととしている。

平成27年度から、この認定資格研修の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、厚生労働省主催の都道府県認定資格研修講師養成研修を実施しており、平成30年度も引き続き本研修を実施することとしている。開催時期等、詳細が決まり次第お知らせするので、昨年度同様、自治体担当者を含め積極的な受講者の推薦をお願いしたい。

② 都道府県認定資格研修の実施（関連資料56参照）

認定資格研修については、平成27年度より各都道府県において実施していただいているところであるが、本研修は、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（以下「運営指針」という。）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等についての共通の理解を得ることを目的として実施するものである。

認定資格研修は、放課後児童支援員という全国共通の認定資格を付与するための研修として位置づけられているものであるため、講義内容や担当する講師等に関して全国共通の一定程度の質が確保されていることが必要である。また、研修科目の講師要件の中には、「放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等」を設けているが、当該都道府県内で長年放課後児童クラブに従事してきた者が担当することで、その域内における人材育成にも寄与することを想定しているものであるため、こうした趣旨も踏まえて、委託先を選定する必要がある。

各都道府県における実施方法、実施内容等を把握するため、例年同様、平成29年度における研修の取組状況等を調査することとし、追っ

て正式に依頼するので、ご協力をお願いしたい。

③ 「放課後児童クラブ運営指針解説書」の作成

平成27年3月に策定した運営指針は、最低基準としてではなく、望ましい方向に導いていくための全国的な標準仕様としての性格を有するとともに、子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が、放課後児童クラブが果たす役割や機能を再確認し、子どもとどのような視点で関わることが求められるのかという共通の認識を得ていただくために策定したものである。

このため、運営指針の内容が広く事業者（運営主体）及び実践者に浸透し、その趣旨が正確に理解されるように、また、運営指針の基本的な考え方を踏まえた上で、放課後児童クラブの多様性を生かしつつ、放課後児童クラブにおける育成支援の一定水準以上の質の確保を図るために、厚生労働省において、「放課後児童クラブ運営指針解説書」を作成（平成29年3月31日）したので、周知にご協力をお願いしたい。

④ 放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について

以下の2点について、「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」（平成28年9月20日雇児総発0920第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を发出しているので、ご了解願いたい。

○ 優先利用の基本的考え方について

放課後児童健全育成事業の対象は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされているが、その家庭の様態は多種多様であり、地域によっては、児童の受入れに当たって、優先順位を付けて受入れを実施しているところもある。

平成25年12月に取りまとめられた「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」（以下「専門委員会報告書」という。）においては、市町村は、放課後児童健全育成事業の提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては優先順位を付けて対応することも考えられ、優先的に受け入れるべき児童の考え方について国として例示を示すべき、とされたところである。

これらを踏まえ、放課後児童健全育成事業の優先利用に関する基本的考え方として、優先利用の対象として考えられる事項について例示すると次のとおりである。ただし、それぞれの事項については、

適用される児童・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があることにご留意いただきたい。

- ・ ひとり親世帯
- ・ 生活保護世帯
- ・ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ・ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
- ・ 児童が障害を有する場合
- ・ 低学年の児童など、発達程度の観点から配慮が必要と考えられる児童
- ・ 保護者が育児休業を終了した場合
- ・ 兄弟姉妹（多胎で生まれた者を含む。）についての同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合
- ・ その他市町村が定める事由

○ 情報収集及び利用手続等について

放課後児童健全育成事業の利用手続については、現状では、利用申込先や利用決定機関が市町村である場合や各放課後児童クラブである場合など様々である。専門委員会報告書においては、市町村が必要な情報の収集や情報の集約を行い、各放課後児童クラブの協力を得て、利用を希望する保護者等に対し、必要な情報を提供することが適当であるとしている。また、放課後児童クラブの定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん又は調整等を行う必要があると指摘している。あっせん・調整等を行う場合としては、保護者から求めがあった場合のほか、待機児童が発生した場合に、放課後児童クラブと市町村とが密接に連携し、その保護者に対し、定員に達していない放課後児童クラブを紹介する等の方法が考えられるとしている。

これらを踏まえ、市町村が情報の収集を行い、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うとした児童福祉法第21条の11の趣旨に基づき、可能な限り利用申込み先及び利用決定機関を市町村とすることが考えられる。地域の実情に応じ市町村以外の者を利用申込み先及び利用決定機関とする場合にも、市町村が放課後児童クラブの利用申込や待機児童の状況等について随時報告を受ける等により、利用状況を把握し、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うことができるような実施体制を構築することが望ましいの

で、ご了解願いたい。

(2) 利用者支援事業について

① 利用者支援事業の運営について（関連資料57参照）

利用者支援事業は、保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業である。

このうち、基本型は、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、当事者目線の寄り添い型の支援を実施するものである。また、特定型は、待機児童等の解消を図るため、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施するものである。さらに、母子保健型は、保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、関係機関との連携や情報の共有化を図りながら、必要に応じて支援プランを策定するなど、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施することとしている。

基本型・特定型については、少子化社会対策大綱において、2019年（平成31年）度末までに1,800か所の設置を目指すこととされており、2018年（平成30年）度予算案においては1,206か所を計上し、母子保健型については、市町村への実態調査の結果を踏まえ、1,027か所を計上したところであるので、積極的な活用をお願いしたい。

② 加算事業について

利用者の視点に立った機能強化を推進する観点から、以下の加算事業について積極的な活用をお願いしたい。

ア 夜間・休日の時間外相談加算

利用者のきめ細かいニーズや意向、状況を積極的かつ丁寧に把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供につなげるため、基本型と特定型において、夜間・休日の時間外相談を実施した場合に加算することとしている。

【実施か所数：133か所（平成29年度交付決定ベース）】

イ 出張相談支援加算

一定の場所での実施のみならず、様々な場所への出張相談を行うことで、様々なニーズに対応するため、平成29年度より基本型と特定型において、両親学級、乳幼児健診や地域で開催されている交流の場等に出向き、子育てに関する全般的な相談や子育て支援の情報提供、地域の保育園や保育の利用に向けた相談支援などを実施した

場合に加算することとしている。

【実施か所数：63か所（平成29年度交付決定ベース）】

ウ 機能強化のための取組加算

「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」（2016年（平成28年）4月7日雇児発0407第2号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組を実施する市町村が、継続した支援を実施するため、2017年（平成29年）度より、基本型と特定型において、開所時間の延長や様々な場所への出張相談等を実施し、更に利用者のきめ細かいニーズや移行、状況等を積極的かつ丁寧に把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供につなげるために相談支援に関する機能を強化した場合に加算することとしている。

【実施か所数：7か所（平成29年度交付決定ベース）】

③ 整備費について（関連資料57参照）

利用者支援事業の実施事業所の整備に対する支援は、

- ・「次世代育成支援対策施設整備交付金」（ハード交付金）
 - ・「子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）」（ソフト交付金）
- にて実施しているところである。

「次世代育成支援対策施設整備交付金」については、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人が設置する施設を対象としてきたが、2017年（平成29年）度より多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をNPO法人等が設置する施設まで拡充したところであるので、あらゆる地域資源の活用を積極的に進めていただきたい。

また、「子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）」については、利用者支援事業を新たに開設する場合に必要な簡易な修繕や備品の購入にかかる費用の支援に対して必要な予算を計上したところである。

各自治体におかれては、子育て親子の支援の推進のほか、空き店舗の活用等地域の活性化等にも寄与するため、各支援メニューを積極的にご活用いただくようお願いしたい。

④ 多機能型支援の取組について（関連資料58参照）

利用者支援事業の実施に当たり、地域子育て支援拠点において一体的に実施する取組や一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）などを併せて実施する子育て支援（以下「多機能型支援」という。）の取組については、

- ・ 地域子育て支援拠点で併せて利用者支援事業を実施する場合、子育て親子にとって地域子育て支援拠点が日常的な場所であるため、相談に対する抵抗感や精神的負担が軽減される
- ・ 利用者支援事業を活用してじっくりと相談したい時など、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業などを活用して実施できるため、相談に集中することができる
- ・ 「多機能型支援」を同一施設で実施することで、事業種別を超えた職員同士の情報共有が図られ、特定の事例（ケース）について理解を深めたり、多面的に見立てることが可能になる
などの支援効果が見込まれるため、各自治体におかれては「多機能型支援」を活用した利用者支援事業の積極的な実施に向けて、ご検討いただくようお願いしたい。

（３）地域子育て支援拠点事業について

① 地域子育て支援拠点事業の運営について（関連資料59参照）

現在、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、3歳未満児のいる家庭の約7～8割は在宅で子育てをしており、地域における子育て支援機能の充実や地域全体で子育て家庭を支える取組の推進が求められている。

地域子育て支援拠点事業は、公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設等の地域の身近な場所で、子育て家庭の親とその子ども（以下、「子育て親子」という。）が気軽に集い、交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を設け、子育ての孤立感、負担感の解消を図るなど、地域における子育て支援の中核的機能として、その取組を推進してきたところである。

このため、「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成29年4月3日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき事業を実施する場合に、運営費や子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり事業等）、出張ひろば等の加算事業に対して補助を行っている。

地域子育て支援拠点は、子育て親子が気軽に徒歩や自転車で移動できる範囲に設置されることが望ましいため、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）において、1万か所（中学校区に1か所）の設置を目標として掲げている。

また、少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）において、2019年（平成31年）度末までに8,000か所の設置を目指すこととされており、2018年（平成30年）度予算案には7,800か所を計上した

ところであるので、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

② 整備費について（関連資料59参照）

地域子育て支援拠点の整備に対する支援は、

- ・「次世代育成支援対策施設整備交付金」（ハード交付金）
- ・「子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）」（ソフト交付金）
- ・「児童虐待・DV対策等総合支援事業」（ソフト交付金）

にて実施しているところである。

「次世代育成支援対策施設整備交付金」については、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人が設置する施設を対象としてきたが、2017年（平成29年）度より多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をNPO法人等が設置する施設まで拡大したところであるので、あらゆる地域資源の活用を積極的に進めていただきたい。

また、「子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）」については、地域子育て支援拠点事業を新たに開設する場合に必要な簡易な修繕や備品の購入、及び開設前月分の賃借料にかかる費用の支援に対して必要な予算を計上したところである。

さらに、「児童虐待・DV対策等総合支援事業」については、既に開設している地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な簡易な修繕、備品の購入にかかる費用の支援に対して必要な予算を計上したところである。

各自治体におかれては、子育て親子の支援の推進のほか、空き店舗の活用等地域の活性化等にも寄与するため、各支援メニューを積極的にご活用いただくようお願いしたい。

③ 地域子育て支援拠点従事職員等資質向上研修事業の創設について （関連資料60参照）

これまで、地域子育て支援拠点事業の職員研修については、

- ・ 地域子育て支援拠点の管理者及び指導的立場の職員を対象とした実践的研修として「地域の人材による子育て支援活動強化研修」【実施主体：国（※公募により民間団体に委託。2017年（平成29年）度は、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会が受託】
- ・ 新たに地域子育て支援拠点に従事する者や経験年数が浅い職員を対象とした基礎的研修として「子育て支援員研修（地域子育て支援コース・地域子育て支援拠点事業）」【実施主体：都道府県、市町村】

の実施にかかる費用に対して必要な予算を計上したきたところであるが、2018年（平成30年）度予算案において、中堅職員に必要となる知識・技能等の習得等資質の向上を図るために、「地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業」【実施主体：都道府県、市町村】を新たに創設し、都道府県や市町村において専門的な研修を実施するために必要な費用を補助することとした。このため、本研修事業の実施を通じて、地域子育て支援拠点において、経験年数等や求められる役割等に応じた職員の質の確保・向上を図るため、積極的に取り組んでいただきたい。

また、一部の自治体におかれては、すでに独自の研修事業として、地域子育て支援拠点事業の職員研修を実施していると承知しているが、本研修事業をご活用いただき、受講対象者枠を広げる、研修会の回数を増やすなど、職員の質の向上にご尽力いただきたい。

各都道府県におかれては、積極的に管内市町村に周知いただくとともに、市町村が本研修事業を実施する際に、地域子育て支援拠点事業に精通した職員や大学の教職員等を講師として紹介するなど、職員の資質向上に向けた積極的な事業の推進に取り組んでいただくようお願いしたい。

④ 多機能型支援の取組について（関連資料61参照）

各地の地域子育て支援拠点において、一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、利用者支援事業などを併せて実施する子育て支援（以下「多機能型支援」という。）の実施が増えており、多機能型支援の取組状況等に関して調査研究した「親子の交流の場の提供を中心とした地域子育て支援事業の実践状況等に関する調査研究報告書」（平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）によると、

- ・ 地域子育て支援拠点での交流支援を中心として、必要に応じて他のサービスにつなぐことができる
- ・ 子育て親子にとって日常的な場所である地域子育て支援拠点を活用した利用者支援事業を活用できるため、相談に対する抵抗感や精神的負担が軽減される
- ・ 地域子育て支援拠点で併せて実施されている一時預かり事業は、日頃から知っている職員が行き慣れた場所で子どもを預かるため、子どもにとっても親にとっても安心感を持って事業を活用できる
- ・ 地域子育て支援拠点で併せて実施している一時預かり事業や子育て援助活動支援事業の預かりは、その様子が他の利用者からも

見える「保護者に見える保育」であるため、事業の様子や内容を理解したうえで子育て支援事業を活用できる

- ・ 利用者支援事業を活用してじっくりと相談したい時など、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業などを活用して実施できるため、相談に集中することができる。
- ・ 「多機能型支援」を同一施設で実施することで、事業種別を超えた職員同士の情報共有が図られ、特定の事例（ケース）について理解を深めたり、多面的に見立てることが可能になる

などの支援効果が見込まれるため、子育て支援事業の有効な取組であると考えられ、地域における総合的な子育て支援拠点としての役割が益々期待される。

このため、各自治体におかれては「多機能型支援」の必要性・有効性について十分了知いただくとともに、積極的な実施に向けて、ご検討いただくようお願いしたい。

⑤ 地域子育て支援拠点と関係機関との連携について

ア 乳幼児触れ合い体験の推進について（関連資料62参照）

少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）では、学校・家庭・地域において、乳幼児触れ合い体験（中学生や高校生等が乳幼児と触れ合う体験）等の子育てに対する理解を広める取組を推進することとしている。また、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）においても、自分の職業や家庭、将来について考える機会を提供するための体験・交流活動の1つとして、乳幼児触れ合い体験等の強化に取り組むこととしている。

各都道府県におかれては、乳幼児触れ合い体験に関する内容が次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく行動計画策定指針に盛り込まれていること及び中学校、高等学校学習指導要領に記載されていることを踏まえ、子育て親子が集い、子育て親子を支援している地域子育て支援拠点と連携を図るとともに、地域少子化対策重点推進交付金（「優良事例の横展開支援事業」（内閣府））を活用して、乳幼児触れ合い体験を積極的に実施していただくようお願いしたい。

また、管内市区町村において、乳幼児触れ合い体験が実施されるよう、必要な支援等を行っていただくようお願いしたい。

イ 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。以下「改正法」という。）により、

社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）の一部が改正され、2018年（平成30年）4月1日に施行されることとされている。地域子育て支援拠点に関係する法改正のポイントとしては、

- ・ 法第106条の2では、相談支援を担う事業者（地域子育て支援事業者）が、相談等を通じて、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことを各相談支援を担う事業者の努力義務としたこと。

例えば、義父の介護、夫の失職が重なり、身体的、精神的負担が重い子育て中の母親からの相談を受けた際に、地域包括支援センターや福祉事務所につなぐ場合などが想定される。

- ・ 法第106条の3第2項では、地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う体制の整備を市町村の努力義務としたこと。同規定に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（厚生労働省告示第355号）において、市町村に対して、地域住民の相談を包括的に受け止める場として、地域包括支援センター、地域子育て支援拠点等の福祉制度に基づく相談支援機関等、社会福祉法人、NPO法人等を例に挙げ、地域の実情に応じて協議し、適切に設置する必要があることを示している。

が挙げられる。地域子育て支援拠点を設置している、またはこれから設置する予定のある管内市町村に対して、上記のポイントを周知していただくようお願いしたい。

⑥ 地域子育て支援拠点事業の経営状況等調査について

現在、今後の地域子育て支援拠点事業の運営改善に向けた検討に資するための基礎資料を得ることを目的に、全国に設置されている地域子育て支援拠点の経営状況等を調査中であり、取りまとめ次第調査結果を公表する予定であるので、各自治体におかれては、調査へのご協力をお願いしたい。

⑦ 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針について

「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日、閣議決定）」において、

- ・ 地域子育て支援拠点事業を委託している幼稚園や保育所が認定こども園に移行する場合には、これまで一律に市区町村に当該事業の委託の継続を強く求めてきたが、市区町村の実情に応じて適切に委託の継続の可否が判断できるよう、当該事業と子育て支援

事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律2条12号）の要件・効果等の違いを明確化することを含め、「FAQ」の内容を見直し、地方公共団体に平成29年度中に周知する

とされており、本内容について、内閣府から出されている「自治体向けFAQ【第15版】」（平成29年3月8日）を今年度中に改正し、地方自治体にお示しする予定であるので、ご承知おきいただきたい。

（4）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について

① 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（関連資料63参照）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援などの多様なニーズへの対応を図る事業である。

少子化社会対策大綱においては、2019年度までに950市町村での実施を目指すこととされており、2018年度予算案においては906市町村分計上していることから、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

② 援助を行う会員の人材育成及びアドバイザーの資質向上について

預かり中の子どもの安全対策等のため、「子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」（平成26年5月29日付け雇児発0529第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙。以下「実施要綱」という。）に規定する講習を修了した会員、又は子育て支援員研修の基本研修、地域保育コースの共通専門研修及びファミリー・サポート・センター事業専門研修を全て修了した会員が活動を行うことが望ましいとしているところであるが、子育て支援員研修の地域保育コースのファミリー・サポート・センター事業専門研修については、今年度の交付申請件数が41自治体に止まっている状況であり、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

また、近年、問題を抱えた親や障害児、ひとり親家庭などの困難ケースの増加、依頼内容の多様化等に伴い、相互援助活動の調整等を行

うアドバイザーの役割に関して重要性・専門性が増してきていることから、アドバイザーの資質向上を図り、ファミリー・サポート・センター事業の効果的な運営に資するため、ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業を平成27年度から実施しているところであるが、今年度の交付申請件数が12都県に止まっている状況である。本事業は、今年度、広く実施していただくため、実施主体を都道府県から都道府県及び指定都市としたところであり、事業の趣旨をご理解いただき、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

③ 事故報告等に関する児童福祉法施行規則の一部改正について

本事業においては、これまで「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における事故の報告について」（平成27年3月27日付雇児職発0327第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長通知）（以下「事故報告通知」という。）により、重大事故が発生した場合に、厚生労働省及び消費者庁へご報告いただいていたところであるが、平成29年11月10日付けで児童福祉法施行規則の一部を改正する省令が公布・施行され、市町村に対して、本事業に関わる事故の把握及び都道府県への報告、加えて重大事故の場合には国への報告が義務づけられたことから、提供会員に事故発生時の速やかな報告を求める等の措置を講ずるようお願いする。

○重大事故の内容

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）

上記の児童福祉法施行規則の一部改正等を踏まえ、事故報告通知を廃止し、新たに事故が発生した場合の報告方法等について整理した「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長、厚生労働省子ども家庭局保育課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長連名通知）を发出しているため、ご了知の上、管内市町村及び事業者に対する周知をお願いする。

なお、集約した重大事故に係る報告の情報については、データベー

ス化し、内閣府HP「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において公表することとしているので、ご了知願いたい。

また、今般の児童福祉法施行規則の一部改正により、市町村は、事故の発生又は再発防止に努める旨規定されたところであり、報告のあった事故については、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、提供会員に情報提供するなどの対応をお願いする。さらに、今年度、実施要綱において、提供会員への緊急救命講習を必ず実施するよう規定したところであり、管内のファミリー・サポート・センターにおいて確実に実施されるよう、ご尽力いただきたい。

④ 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針について

「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）において、地方公共団体からの提案を踏まえ、

- ・ 子どもの預かりの場所については、自宅以外の施設等での預かりが可能であることを明確化し、かつ、原則として援助会員の自宅としている規定を見直すため、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」（平29厚生労働省雇用均等・児童家庭局）を平成30年4月に改正する。
- ・ 会員数要件については、当該事業全体の実施状況に係る調査を実施し、50人未満のほか、現在交付対象となっている会員数50人以上の市町村も含め、会員数の区分及び基準額について検討を行い、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる

こととされたところである。

子どもの預かり場所に関しては、実施要綱の改正内容を検討中であり、追ってお示しするので、ご承知おきいただきたい。

また、会員数要件に関しては、現在、検討材料を得るため、本事業全体の実施状況に係る調査を株式会社グリーンコープジャパンに委託して実施しているところであり、本調査へのご協力をお願いしたい。

（5）児童厚生施設について

① 児童館・児童センターの運営について

児童館・児童センターについては、地域における子どもの遊びの環境の充実と健全育成の推進を目的として、「児童館ガイドライン」

（2011年（平成23年）3月31日雇児発0331第9号）において、地域のニーズに応えるための基本的事項、望ましい方向性として具体的な活

動内容を提示している。

＜児童館の活動内容＞

- | | |
|----------------|-----------------|
| ①遊びによる子どもの育成 | ②子どもの居場所の提供 |
| ③保護者の子育て支援 | ④子どもが意見を述べる場の提供 |
| ⑤地域の健全育成の環境づくり | ⑥ボランティアの育成と活動 |
| ⑦放課後児童クラブの実施 | ⑧配慮を必要とする子どもの対応 |

各都道府県等におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、児童館・児童センターの運営の向上に努めるとともに、遊び及び生活を通じて子どもの発達を促し、子育て支援活動等の役割が十分に発揮されるよう、管内市町村及び児童館関係者に対して周知を図られたい。

子どもの健全育成を図る地域の中核的な活動拠点である児童館は、子ども・子育て支援新制度と相まって地域を支えていく社会資源として、大きな期待が寄せられている。

虐待やいじめの発生予防、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援、放課後児童クラブの実施など地域に根ざした取り組みを進め、子どもの健全な育成を地域ぐるみで取り組む中核施設としての役割を担っていただきたい。

特に、児童虐待の発生予防と早期発見は、子どもと子育て家庭が抱えている問題について早い段階から適切に対応していくことが求められるため、地域の関係機関等が連携する要保護児童対策地域協議会への児童館の参画が期待される場所であるが、現状では、全国で356市区町村（20.6%）（2016年（平成28年）要保護児童対策地域協議会の設置運営状況調査）に止まっており、各地域での児童館の積極的な参画が図られるようご配慮いただきたい。

さらに、放課後児童クラブに待機児童が生じていることに鑑み、特に高学年児童については、子どもの状況や保護者のニーズに応じて、放課後児童クラブに限らず、児童館も含めて子どもの放課後の居場所の確保を図っていただきたい。

なお、厚生労働省では、児童館活動の更なる活性化を図ることを目的として、各地域における児童館活動の一部を児童館ガイドラインの活動内容に照らしてまとめた「児童館実践事例集」（2013年（平成25年）3月）を厚生労働省ホームページに掲載しているため、児童館活動の推進のための参考資料として周知いただきたい。

また、児童館ガイドラインについては、策定から6年が経過しているため、社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門

委員会」(後述)において、今日的な課題に対応し、児童館活動のあり方の具体化に向けた見直しについて検討を行っている。

② 子ども・子育て支援新制度等における児童館の活用について

ア 地域子育て支援拠点事業について

地域子育て支援拠点事業については、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取り組みとして事業展開されているところであり、子ども・子育て支援新制度においても重要な事業として位置づけられている。平成28年度において、児童館での実施が957か所となっており、このうち、「連携型」については、児童館等を主な実施場所としているので、児童館を活用した積極的な事業実施に努めていただきたい。

イ 利用者支援事業について

利用者支援事業については、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援することを内容としているところであり、地域の子育て家庭のニーズを実際の施設や事業等の利用に結び付けるうえで、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と「車の両輪」となる極めて重要な事業である。

本事業の実施場所は「子ども及びその保護者の身近な場所」とされており、保護者等が日常的、継続的に利用できる敷居の低い場所が有効とされているので、その実施に際しては、児童館の積極的な活用をご検討いただきたい。

ウ ひとり親家庭の子どもの居場所づくり

昨今、特に課題となっている子どもの貧困対策について、ひとり親家庭支援対策の推進として、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを実施しているが、平成30年度予算案においても引き続き本事業を実施することとしているため、児童館での実施について、積極的にご検討いただきたい。

③ 児童館等に従事する者の人材育成について

ア 全国子どもの健全育成リーダー養成セミナーについて

厚生労働省では、児童館及び放課後児童クラブにおいて、社会的問題である児童虐待の発生予防と早期発見、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援などの取り組みを進め、地域で子どもの健全な育成や成長・発達を支えていくことができる人材の

育成と専門性の向上を図ることを目的として、地域で子どもの健全育成に携わる指導者及び実践者や行政担当者等を対象とする「全国子どもの健全育成リーダー養成セミナー」を実施している。

本年度においては、2018年（平成30年）1月20日（土）及び21日（日）に開催することとしており、2018年（平成30年）度においても同様に実施する予定である。詳細が決まり次第、追ってお知らせするので、児童館、放課後児童クラブ等に周知していただきたい。

イ 児童厚生員等研修事業について

児童館は、総合的な放課後対策として子どもの健全育成上重要な役割を担っているため、都道府県及び市町村が児童厚生員（児童の遊びを指導する者）等の資質の向上を図るための研修の実施に必要な経費の補助を行っている。

本年度の国への協議件数は、15県・市に止まっており、全都道府県で児童館を設置（市町村単位では、53.6%が設置）しているにもかかわらず、実施状況の低調さが目立っている。実施自治体の中には、例えば、仙台市では、「子どもの問題解決のための家庭支援のあり方」、「学齢期の発達」、「運動遊び」などをテーマとした児童厚生員向けの実践に即した研修を実施するとともに、児童館長を対象とした「学校・地域との連携」、「運営状況の事例研修」を実施するなど、児童館職員のスキルアップのための研修を年8回開催している事例も見られ、児童館の機能強化に自主的に取り組んでいる自治体もあるため、すべての子どもを対象とした遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を担う人材の育成に寄与するよう、本事業の趣旨をご理解いただき、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

④ 社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」について（関連資料64参照）

社会保障審議会児童部会に「遊びのプログラム等に関する専門委員会」を設置（2015年（平成27年）5月18日）し、遊びのプログラム等の普及啓発や開発に向けた検討、地域の児童館等の果たすべき機能及び役割の検討を行っているが、2018年（平成30年）度予算案においても、引き続き『児童館等における「遊びのプログラム等」の開発・普及』に係る経費を計上し、2017年（平成29年）度までの成果を踏まえ、各地域の児童館等において、遊びのプログラム等を実施し、検証・分析を行うとともに、さらにそのプログラムの全国的な普及を図るための実践マニュアル（仮称）を作成することとしている。

また、本専門委員会の下に、当該委員と外部有識者で構成する「今

後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ」を設置（2017年（平成29年）2月10日）し、児童館のあり方及び児童館ガイドラインの見直しについて議論しているところである。

具体的には、児童館がすべての子どもの健全な育成を図る上で必要となる、遊びのもつ意義や発達段階に応じた主体性の尊重、子どもと子育て家庭が抱える諸問題への対応などについて、その課題を洗い出し、児童館の新たな機能・役割について検討しており、以下の主な着眼点を踏まえて、改正作業を進めているので、ご承知おきいただきたい。

【児童館ガイドライン改正に向けた主な着眼点】

- 子どもの遊びの再定義と児童館での多様な遊びのプログラムの実施が求められていること
- 今日的課題への対応が児童館の普遍的機能になりつつあること
- 子ども・子育て家庭への身近な相談窓口としての機能の強化が求められていること
- 児童厚生員・児童館長の資質向上のための研修を強化すること
- 児童厚生員・児童館長の適正配置・勤務体制に関すること
- 児童厚生員のソーシャルワーク力の向上が必要とされること
- 大型児童館の活動内容や運営課題を共有化するために児童館ガイドラインに反映させること
- 平成23年児童館ガイドライン発出以降に、施行・改正された主な関係法令等との整合を図ること 等

⑤ 民営児童館に対する財政支援措置について

「民間児童館活動事業」及び「児童福祉施設併設型民間児童館事業」に係る国庫補助金については、2010年（平成22年）度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、2011年（平成23年）度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているところであるので、各自治体におかれては、地域児童の健全育成を図るため、引き続き、民営児童館を活用した取組の実施に努めていただきたい。

（6）児童委員について

① 児童委員・主任児童委員の円滑な活動について

少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待をはじめ、いじめや不登校、少年非行、子どもの自殺や貧困等が後を絶たない状況にあり、支援を必要とする子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化している。また、地域社会においても都市化、核家族化に伴う地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘されるなど、社会全体で子育て家庭を支援する必要性が高まっている。こうした中で、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援活動を行う地域のボランティアとして活動している児童委員・主任児童委員の必要性は高まっているが、一方地域によっては、児童委員・主任児童委員の活動について、地域住民への周知や関係機関における理解・浸透の不十分さが課題として挙げられている。

児童委員・主任児童委員が乳幼児のいる子育て中の親子への訪問支援、中・高校生の居場所づくりに配慮した活動など、地域の実情に即した様々な活動に取り組んでいただいていることを踏まえつつ、今後とも地域における身近な相談役として活躍できるように、活動環境の整備に向けた取組の一層のご協力をお願いしたい。

② 関係機関との連携について

児童委員・主任児童委員の職務は、地域の実情の把握、地域での相談・援助活動の他、関係行政機関（市区町村、児童相談所、学校、保健所など）への協力が主たる業務であり、関係機関との情報の共有を含めた関係づくりが必要である。

特に、虐待を受けている子どもを始めとする要支援児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第2項に規定する「支援対象児童等」をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な支援・保護を図るためには、関係機関等がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるため、市区町村の要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）の構成員として積極的に参加させることが求められる。なお、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）との関係で、児童福祉法第25条の3に基づき、地域協議会が児童委員・主任児童委員に対し、情報の提供や必要な協力を求めることを躊躇する例などが見受けられる。この場合は、個人情報保護法上の「法令に基づく場合」に該当し、法律に違反することにもならず、また、地域協議会の構成員となることで児童委員・主任児童委員にも、児童福祉法第25条の5に基づく守秘義務が課せられるため、支援対象児童等に関する情報の共有と支援方策に係る協議・対応を円滑に行っ

ていく上で、地域協議会への参加が重要と考えているので、留意されたい。また、児童相談所や学校等の関係機関と顔の見える関係をつくり、地域の子どもやその家庭の実情を把握することで、ひとり親家庭や多子世帯等の自立支援、児童虐待の発生防止・早期発見を図る上でも大きな役割を果たすことが期待されている。

地方自治体におかれては、地域住民への対応が滞ることなく行われるために、児童福祉施策等に関する知識や対人援助技術等の習得、守秘義務の遵守及び違反した場合の罰則規定（児童福祉法第61条の3）に関すること、子ども家庭支援に関する関係機関との情報の交換・共有を含む役割や連携のあり方などをカリキュラムに盛り込んだ児童委員・主任児童委員向け研修を計画的かつ積極的に企画・実施していただくようお願いしたい。

また、就学中の子どもに関しては、学校だけでは抱えきれない課題や問題が多く、学校に配置されるスクールソーシャルワーカーや養護教諭と児童委員・主任児童委員が連携することで、効果的な支援が期待できるため、児童福祉部局、教育委員会及び学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員が子どもや子育て家庭への支援活動に積極的に取り組むことのできる環境づくりに努めていただくようお願いする。

（7）児童福祉週間について

① 趣旨について

子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間（5月5日～11日）」と定め、国、都道府県、市区町村が連携して、各種事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図っている。

② 児童福祉週間の標語について

児童福祉週間の理念を広く啓発する標語の全国募集（2017年（平成29年）9月1日～10月20日）に際しては、管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただいたことに、御礼申し上げます。当該期間中、9,720作品の応募があり、選考の結果、次の作品を2018年（平成30年）度児童福祉週間の標語と決定した。

＜平成30年度児童福祉週間標語＞

あと一步 力になるよ その思い

いとう りくの
伊藤 里空乃さん 8歳 千葉県

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知することとしているが、貴管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及をお願いしたい。

（8）児童福祉文化財について

① 推薦について

児童福祉文化財とは、子どもの道徳、情操等を向上させることや、児童福祉に関する社会の責任を強調し、子どもの健全な育成に関する知識を広めること等に積極的な効果を持つものであって、社会保障審議会が絵本や児童図書等の出版物、演劇やミュージカルの舞台芸術、映画等の映像・メディア等の優れた作品の推薦を行っている。推薦は、昭和26年から毎年行われており、2016年（平成28年）度は、出版物、舞台芸術、映像・メディア等の3分野で52作品が推薦された。

② 広報・啓発について

厚生労働省は、推薦された児童福祉文化財を毎年度「児童福祉文化財年報」としてまとめ、その一覧をホームページに掲載しているほか、出版物については、前年度に推薦された作品を紹介するため「子どもたちに読んでほしい本」と題した広報・啓発ポスター等を作成し、各都道府県等に通知している。2018年（平成30年）度においても、子ども達が優良な出版物と出会う機会が得られるよう管内市区町村を通じて小・中学校、図書館、児童館、放課後児童クラブ、児童福祉施設等に広く周知していただくようお願いしたい。

③ 文化芸術推進基本計画（第1期）の策定等について

平成29年6月23日に公布・施行された文化芸術基本法（平成29年法

律第73号)により、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府は「文化芸術推進基本計画」を定めなければならないとされた。

文化芸術推進基本計画については、期間を2018年(平成30年)度から2022年度までの5年間(第1期)とし、4つの目標(「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」)と6つの戦略(「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」)を定めることとされた。この6つの戦略に対応する基本的な施策(「今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策」)の中に、児童福祉文化財等が盛り込まれる見込みであり、地方公共団体においても、国の文化芸術推進基本計画を参酌(参考に)して、地方文化芸術推進基本計画を策定することなどが法律上努力義務とされたところであり、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策のより積極的な推進に努めることが求められることになるので、ご承知おきいただきたい。

3. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

① 次世代育成支援対策施設整備交付金について

(関連資料65参照)

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策施設整備交付金において財政支援を講じているところである。

平成30年度当初予算案においては、71.3億円を計上しており、以下のとおり、その内容等を充実する予定であることから、積極的に活用いただきたい。

- 新たに児童相談所設置市となる中核市・特別区が児童相談所一時保護所を整備する場合において、個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるよう施設整備を行う場合の補助の加算を創設する
- 児童養護施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構の設置・修繕など安全対策に必要な整備に対する支援を継続する

また、平成30年度の整備計画における本交付金に係る協議等の手続については、追ってお知らせする予定である。

② 児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価について

平成30年度における児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価については、昨今の資材費及び労務費の動向を反映し、3.3%増の改定を行う予定(注)であるのでご了知いただくとともに、管内市町村への周知をお願いしたい。

(注) 補助単価の改定を予定している施設整備事業

- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金
- ・ 保育所等整備交付金
- ・ 安心こども基金を活用した保育所緊急整備事業等
- ・ 子ども・子育て支援整備交付金(内閣府計上)

③ 独立行政法人福祉医療機構福祉貸付事業について

独立行政法人福祉医療機構における福祉貸付事業については、今年度実施している事業について、平成30年度も引き続き実施する予定であり、平成29年度末で実施期限を迎える以下の事業についても、平成30年度末まで延長することとしているので、ご了知願いたい。

(実施期限を平成30年度末まで延長する事業)

- 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置

- スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置
- 社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置
- アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置

④ 木材利用の促進及びCLTの活用について

国や地方自治体が整備する公共建築物については、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）に基づき、木材の利用の促進を図ることとされている。

また、林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を図り、地方創生を実現すること等を目的に、CLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）の公共建築物等への積極的な活用に向けて、CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議を開催するなど、CLT活用促進のための取組を政府として行っていくこととしている。

このため、児童福祉施設等の整備に当たっては、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより、施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について」（平成28年7月21日雇児発0721第17号・社援発0721第5号・障発0721第2号・老発0721第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）等に基づき、木材の利用やCLTの積極的な活用について御配慮いただくとともに、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いする。

⑤ 社会福祉施設等の防災対策について

ア 建築基準法に基づく建築物の定期報告制度について

建築基準法においては、一定の建築物、昇降機及び排煙設備等の建築設備について、利用者の安全・安心を確保する観点から、これらの建築物等の所有者・管理者に対し、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁（建築主事を置いている地方公共団体）へ報告することを義務づけている（定期報告制度）。

この定期報告制度については、平成28年6月以降国が政令で定める施設が定期報告の対象となり、児童福祉施設等では、以下の施設が報告対象となっているので、ご了知いただくとともに、報告先となる地方公共団体の建築部局から、報告対象となる施設の所在地や所有者等に関する情報を求められた場合には、適宜協力いただきたい。また、当該施設の設置者等に対して、建築基準法に基づく定

期報告の実施を徹底するよう周知していただきたい。

(児童福祉施設等のうち報告対象となっている施設)

助産施設及び乳児院のうち、以下のいずれかに該当するもの
(当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの)
を建築基準法施行令(委任告示を含む)で報告対象として指定。

(ア)当該用途が3階以上の階にある場合

(イ)2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合

(ウ)当該用途が地階にある場合

なお、施行令で指定していない規模であっても、地方公共団体が上乗せの基準で指定することが可能。報告の頻度は、半年～3年の間で、各地方公共団体が定めることとなっている。

イ 社会福祉施設の防火対策の取り組み

社会福祉施設の防火対策については、入所者の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」(昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知)等の趣旨を踏まえ、管内社会福祉施設に対し指導をお願いしているところである。施設の運営上、入所者の安全確保は最重要課題であることを再認識いただき、スプリンクラー及び屋内消火栓設備の整備、夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的・効果的な防災対策に万全を期すよう管内社会福祉施設に対する指導の一層の徹底に努められたい。

なお、乳児院については、消防法関係法令の改正により、平成27年4月1日(既存の施設にあっては平成30年4月1日)からスプリンクラー設備の設置及び自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置の設置が義務づけられたところであり、指導の徹底に努めていただくようお願いする。

ウ 社会福祉施設における地震防災対策等について

社会福祉施設における地震防災対策については、「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」(昭和55年1月6日社施第5号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知)により、地震防災応急計画の作成などをお願いしている。

各都道府県等におかれては、引き続き社会福祉施設における地震防災対策の推進について特段の指導をお願いしたい。

また、災害は、火災、水害・土砂災害、地震など多種多様であり、多数の人命、財産が失われることがある。児童福祉施設等は、乳幼児など災害時に特に配慮を要する者が入所(利用)していることか

ら、各種災害に備えた十分な防災対策を期する必要がある。

このため、利用児童等の安全を確保するため、「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日雇児総発0909第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により、特に留意すべき事項をとりまとめているので、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いするとともに、都道府県、市町村においては、非常災害対策計画の策定状況、避難訓練の実施状況に関し、指導・助言いただき、その結果について点検いただくようお願いする。

エ 児童養護施設等の耐震化の推進について

児童養護施設等の耐震化については、「国土強靱化アクションプラン2015」（平成27年6月16日国土強靱化推進本部決定）において、社会福祉施設の耐震化率を平成30年度までに95%（平成28年3月現在の社会福祉施設等全体の耐震化率は89.6%）とすることを目標としていること等も踏まえ、着実に推進していく必要がある。平成30年度当初予算案では、次世代育成支援対策施設整備交付金において、引き続き耐震化等整備事業を継続することとしており、耐震化が図られていない児童養護施設等については、本交付金を積極的に活用いただき、できるだけ早期に全ての施設で耐震化が図られるよう、計画的な取組の推進をお願いする。

オ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策における連携の強化について

土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成27年8月20日付け27文施企第19号・科発0820第1号・国水砂第44号、文部科学省・厚生労働省・国土交通省連名通知）により、土砂災害対策の一層の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成28年の台風10号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成29年6月に土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、砂防部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがあ

る地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を参考に、当該施設等に対して、改めて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、平成29年5月には、総務省行政評価局より、土砂災害対策の推進を図る観点から「土砂災害対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」がなされたところである。

同勧告においては、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画について、砂防部局への情報提供を行うとともに、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するなどの対応を求められている。

これを受け、厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成29年11月24日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知）を通知しているところであるので、各都道府県等におかれては、同通知を踏まえ、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局の情報共有、管内市町村への周知等についても、併せて適切な対応をお願いする。

カ 被災施設の早期復旧等

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」（平成21年2月13日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないように指導の徹底を図りたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点や社会福祉施設が地域の重要な防災拠点としての役割及び災害対策基本法に基づく「福祉避難所」に指定されている場合もあることから、平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

⑥ 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

社会福祉施設等における吹付けアスベスト対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の結果の公表及び今後の対応について」（平成20年9月11日雇児発第0911001号・社援発第0911001号・障発第0911001号・老発第0911001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）などにより、従来から適切な対応をお願いしてきたところであるが、先般、総務省行政評価局から、厚生労働省を含む関係省庁に対し、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告が行われたところである。

当該勧告を踏まえ、「吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について」（平成28年9月30日雇児発0930第1号・社援発0930第11号・障発0930第1号・老発0930第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）により、吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について、社会福祉施設等の管理者等に周知するとともに、適切な対処について指導方お願いする。

また、児童福祉施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金（民間保育所等については保育所等整備交付金）の交付対象となっていることから、これらの制度等を積極的に活用し、吹付けアスベスト等の除去等の早期処理に努めるよう指導をお願いする。

⑦ 児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について

児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）により対応をお願いしているところである。この中で、児童福祉施設等においても参考とすることとしている、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」については、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであり、平成26年6月30日に改訂第2版が策定されているので、当該指針を参考に、遊具の事故防止対策に活用していただくよう周知をお願いする。

(2) 児童福祉施設等の運営について

① 児童福祉施設等の運営について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価を積極的に活用し、自らのサービスの質、人材養成及び経営の効率化などについて継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう各都道府県等においては、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、事故防止については、利用者一人一人の特性を踏まえたサービスの提供、苦情解決の取組や第三者評価の受審等を通じたサービスの質の向上により、多くの事故が未然に回避されることから、施設全体の取組として危機管理（リスクマネジメント）が実施されるよう指導されたい。

なお、社会的養護関係施設については、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられるとともに、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価を行わなければならないこととなっているので、適切な指導をお願いする。

イ 社会福祉施設の運営費については、不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないよう施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導願いたい。

② 感染症の予防対策

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の取組をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内児童福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう周知徹底をお願いする。

また、児童福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染

者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」（平成29年12月27日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」（平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「ノロウイルスに関するQ&A」
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000187294.pdf>
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成29年11月27日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- ・「結核院内（施設内）感染対策の手引きについて」（平成26年5月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- ・「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」（平成20年6月17日雇児総発第0617001号、障障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」（平成15年7月25日社援基発第725001号）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

③ 児童福祉行政指導監査について

児童福祉行政指導監査については、児童の最善の利益や権利擁護を

踏まえた援助の確保、不祥事事件、児童入所施設措置費の支弁事務などにおける不当事項等の未然防止の観点から、市町村の事務実施体制の整備並びに法人及び施設運営の適正化に十分配慮した指導監査を実施する等により、常時その実態を把握し、不祥事事件等の発生防止に努められたい。

なお、社会福祉法人がその実施を目的とする社会福祉事業等の指導監査については、一部の社会福祉法人の大規模化等に伴い、社会福祉法人の社会福祉事業等に社会福祉関係法令の違反があった場合、当該社会福祉法人の同種の社会福祉事業等の指導監査を行う他の都道府県等の行政庁と必要な連携を行った上で、その指導監査に当たるべきところ、こうした連携が十分に行われていない事案が見受けられることから、「社会福祉法人の法人監査及び施設監査の連携について」（平成29年9月26日府子本第762号、29文科発第868号、子発0926第1号、社援発0926第1号、老発0926第1号）が発出されたところであり、当該通知に基づき、必要な連携を行い、適切な指導監査を行っていただくようお願いする。

④ 児童福祉施設等における児童の安全確保について

児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力いただいているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等における児童の安全確保に努めるとともに、平成30年度予算案では、引き続き、児童養護施設等の防犯対策の強化を早急に図るため、門、フェンス等の外構の設置・修繕や非常通報装置・防犯カメラの設置等に係る費用の一部を支援対象としたところであり、本交付金の積極的な活用をお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」（平成28年9月15日雇児総発0915第1号・社援基発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢者支援課長連盟通知）
- ・「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成26年6月20日雇児総発0620第1号厚生労働

省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)

- ・「保育所及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」(平成27年6月8日雇児保発0608第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)
- ・「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」(平成26年6月20日雇児総発0620第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)
- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」(平成13年6月15日雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)

⑤ アレルギー疾患対策基本法の施行について

「アレルギー疾患対策基本法」(平成26年法律第98号)に基づき、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患について、総合的なアレルギー疾患対策が推進されているところである。

同法第9条において、学校等の設置者等の責務として、「学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設(以下「学校等」という。)の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置し又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障害者に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない」と規定されていることから、ご了解いただくとともに、管内市町村、関係団体及び関係機関等に対する周知をお願いする。

《参照通知等》

- ・「アレルギー疾患対策基本法の施行について(施行通知)」(平成27年12月2日健発1202第9号厚生労働省健康局長通知)

(3) 東日本大震災により被災した子どもへの支援について

東日本大震災により被災した子どもへの支援については、「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」として、被災者支援の基幹的事業を一括化した「被災者支援総合交付金」(復興庁所管)において実施している。

都道府県等におかれては、地域の状況を踏まえ、被災した子どもへ

の支援に係る事業の更なる推進に努めていただくようお願いする。

(被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業として実施する事業)

- ① 子ども健やか訪問事業（避難生活をしている子育て家庭や、長期避難から自宅に戻った子育て家庭を訪問し、子どもの心身の健康に関する相談・支援を行う）
- ② 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業
- ③ 遊具の設置や子育てイベントの開催
- ④ 親を亡くした子ども等への相談・援助事業
- ⑤ 児童福祉施設等給食安心対策事業
- ⑥ 保育料等減免事業

4. 児童虐待防止対策の推進について

(1) 子ども虐待による死亡事例等の検証結果（第13次報告）について （関連資料66参照）

厚生労働省では、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）第4条第5項に基づき、子ども虐待による死亡事例の背景要因等を分析・検証し、問題点や課題を明らかにするとともに、今後の改善策を講じるため、平成16年10月に社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が設置され、これまで12次にわたって報告をとりまとめてきたが、平成29年8月、同委員会において「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第13次報告）」（以下「第13次報告」という。）を公表した。

第13次報告では、心中以外の虐待死事例48例（52人）において、

- ・ 0歳児死亡が57.7%と最も多く、特に、0歳のうち月齢0か月児が43.3%と高い割合を占めること
- ・ 実母が抱える問題として「予期しない妊娠／計画していない妊娠」、「妊婦健診未受診」が多いこと
- ・ 養育者（実母）の心理的・精神的問題等では「養育能力の低さ」、「育児不安」を抱えた事例が多いこと

などの検証結果が見られたところである。

また、検証を踏まえ、地方自治体に対する提言として、

- ① 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応
 - ・ 妊娠期から支援を必要とする養育者の早期発見と切れ目のない支援の強化
 - ・ 保護者の養育能力が低いと判断される事例への対応
 - ・ 精神科医との連携
 - ・ 虐待者の配偶者及びパートナーへの対応
- ② 検証の積極的な実施と検証結果の有効活用
 - ・ 死亡事例を全て検証するほか、疑義事例を含む事例検証の実施
 - ・ 検証結果を研修で周知する等、今後の再発防止に活用すること
- ③ 児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施
 - ・ アセスメントの背景や判断理由を相互に確認、共有し、アセスメントを表面的なものとししないこと
- ④ 関係機関の連携及び要保護児童対策地域協議会の充実
 - ・ 入所措置解除時の支援体制の整備
 - ・ 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営
- ⑤ 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化及び援助技術の向上

- ・ 専門職、業務量に見合った職員数の確保
 - ・ 実践的な研修を通じた相談援助技術の向上
- 等がとりまとめられた。

特に今回は、

- ・ 改めて母子保健施策を通じた虐待予防等を留意しつつ、各市町村の既存事業や関係機関を組み合わせ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を展開する「子育て世代包括支援センター」の設置を推進すること
- ・ 死亡事例のみならず、死亡に至らない事例や疑義事例（虐待による死亡と断定できない事例）についても検証することで、改めて再発防止に繋がる教訓が得られること

などが具体的な提言としてまとめられている。

各自治体におかれては、上記の点に御留意いただきたい。

特に、各都道府県におかれては、管内市町村にも取組を促すなど、引き続き、積極的な対応をお願いする。

(2) 「居住実態が把握できない児童」への対応について

「居住実態が把握できない児童」については、特に支援を必要としている場合があることから、平成26年11月の関係府省庁による「児童虐待防止対策に関する副大臣等会議」における申し合わせを踏まえ、「居住実態が把握できない児童への対応について」（平成27年3月16日付け総務省、文部科学省及び厚生労働省連名通知。以下「三省連名通知」という。）を発出するとともに、平成26年度から毎年度、各市町村の居住実態が把握できない児童に係る取組状況を把握するための実態調査を実施している。

① 平成28年度調査結果（関連資料67参照）

ア 平成28年6月1日時点の調査対象児童について、平成29年5月31日までの各市町村における所在等の確認状況等を調査。

平成29年6月1日時点で居住実態が把握できない児童は28人。

状況	人数（人）	割合（％）
平成28年6月1日時点の調査対象児童	1,630（26）	—
平成28年6月2日から平成29年5月31日までに所在等が確認できた児童	1,602（15）	98.3
平成29年6月1日時点で居住実態が把握できない児童	28（11）	1.7

※括弧書きは、平成27年度調査から引き続き居住実態が把握できない児童数の内訳。

イ 所在等が確認できた児童1,602人のうち、海外への出国確認以外で確認ができた児童986人の確認方法の詳細を見ると、同一市町村内の関係部署による家庭訪問や情報共有によって確認できた児童が839人となっており、同一市町村内で把握した子どもは8割超。

ウ 居住実態が把握できない児童28人の状況を見ると、

- ・ 要保護児童対策地域協議会へのケース登録あり 19人 (67.9%)
- ・ 警察への通報(相談)済み 17人 (60.7%)

となっており、居住実態が把握できない児童の調査においては、関係機関との情報共有等の連携が図られている。

② 平成29年度調査の実施について(関連資料68参照)

現在、平成29年6月1日時点の調査対象児童について、本年5月31日までの各市町村における所在等の確認状況等を調査中であり、本年6月下旬に調査結果を公表する予定であるので、地方自治体におかれては、調査へのご協力をお願いしたい。

また、居住実態が把握できない児童の所在等の確認のためには、まずは当該子どもの住所地市町村における関係部署及び関係機関の連携した対応が重要であることを踏まえ、

- ・ 当該子どもの存在を把握した場合は、迅速に要保護児童対策地域協議会にケース登録し、関係部署及び関係機関が連携して家庭訪問及び情報共有を実施し、所在等の把握につながる情報の把握に努めること
- ・ 子どもの所在を確認した際に、支援が必要と認められる場合は、確実に要保護児童対策地域協議会にケース登録し、関係部署及び関係機関が連携して支援の方針・内容を検討するとともに、居住実態を継続的に確認するため、積極的な家庭訪問等により、子ども、保護者等と連絡を取り合う関係を構築しつつ支援を実施すること

に留意しつつ、引き続き三省連名通知に基づく取組を徹底し、当該児童の所在及び安全確認に取り組んでいただきたい。

(3) 児童虐待防止推進月間における取組及び平成30年度全国フォーラムの開催について(関連資料69参照)

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・

啓発活動を実施している。

平成29年度においては、関係府省庁、関係団体等とも協力し、

- ・ 全国から募集した「児童虐待防止推進月間」標語の最優秀作品や児童相談所全国共通ダイヤル「189」について掲載したポスター・リーフレット等の作成及び関係機関、関係団体等への配布
- ・ 新聞突き出し広告、Yahoo! バナー広告の活用による広報
- ・ 厚生労働省庁舎のオレンジリボンドレスアップ（室内照明を活用し、庁舎窓ガラスにオレンジリボンを浮かび上がらせる取組）
- ・ 児童虐待防止対策協議会の開催

等の取組を実施した。

また、平成30年度においては、児童虐待防止推進月間に合わせ、厚生労働省が主催、関係自治体が共催となって毎年度実施している「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」を平成30年10月28日（日）に宮城県仙台市において開催する予定である。

各自治体においては、来年度も引き続き、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」への積極的な参加を始め、児童虐待防止推進月間の各種取組への協力をお願いする。

5. 社会的養育の充実について

(1) 平成30年度における児童入所施設措置費等の取扱いについて

平成30年度予算案における児童入所施設措置費等については、①家庭養育の推進、②施設の小規模化・多機能化等の推進、③被虐待児などへの自立支援の充実、④一時保護児童の支援の充実等を図るため、

ア 乳児院等について、入所児童を里親に委託する際のマッチングの実施や、委託後のアフターケアの実施など、積極的な里親支援を行う体制構築のため、児童入所施設措置費等の運用改善

イ 経験の浅い里親等の育児不安や育児疲れ、医療的ケアの必要な子どもへの看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減を図るためのレスパイトケアの利用手続きを簡素化

ウ 家庭養育を推進するため、ファミリーホームにおいて安定的な運営が図られるよう事務費の保護単価の見直し

エ 児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化の更なる推進を図るため、小規模グループケアの設置か所数の制限を廃止

オ 一時保護が必要な子どもを積極的に受け入れる乳児院等に対する安定的な財政支援を図るため、児童入所施設措置費等の運用改善

カ 入所児童に対する支援の充実を図るため、入所児童に必要と認められる一定の予防接種に係る費用について、児童入所施設措置費等において実費分を支弁

キ 自立援助ホームの入居者に対する支援の充実を図るため、児童用採暖費の対象に自立援助ホームを追加

ク 一時保護された子どもに対し、子どもの生活用品を初日から配布できるように、一般生活費の支弁方法の見直し

ケ 一時保護の地域分散化を推進するため、これまでの一時保護専用施設の敷地内要件を緩和し、敷地外に設置した場合も一時保護実施特別加算の対象に追加

コ 一時保護委託を受けた施設又は里親が子どもの通学時に送迎を行った場合の加算を創設

を盛り込んでいる。詳細については追ってご連絡する。

また、平成30年度予算案における児童養護施設等の職員配置の改善については、人材確保等の事情により、5.5 : 1 から 4 : 1 等の職員配置を直ちに実施することが困難な施設も予想されることから、引き続き、措置費の保護単価を段階的に設ける予定としている。

(例：児童養護施設保護単価を5.5 : 1 から 4 : 1 の間 (5 : 1 及び 4.5 : 1) についても設ける予定)

なお、職員配置の最低基準引き上げについては、施設における職員配置状況等をみながら、今後、省令等の改正を予定している。これを踏まえ、社会的養護を担う施設職員の積極的な職員配置の改善に努められたい。

(2) 社会的養育を担う人材確保について

平成30年度予算案においては、平成29年度より実施している民間施設給与等改善費や社会的養護処遇改善加算に必要な費用を引き続き計上しているため、児童養護施設等職員の人材確保等のためにも積極的に活用した処遇改善に努められたい。

また、平成27年度より実施している「子育て支援員研修」の専門研修に社会的養護に係る研修を設け、社会的養護への入口として養育補助者の養成を行うとともに、将来の児童指導員等への就職につなげることで、積極的に活用願いたい。

さらに、「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」（以下「本事業」という。）では、

- ① 児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設で、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、
- ② 学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費

について対象経費としているところであり、直接子どもに関わる職員の確保につながるよう、本事業を積極的に活用願いたい。

このほか本事業の対象としている施設種別や職種別に行われる研修への参加についても、職員の資質の向上や被措置児童等虐待を含めた子どもの権利擁護の徹底等の観点から、積極的に活用願いたい。

(3) 被措置児童等虐待の公表について

児童福祉法改正により、平成21年4月から被措置児童等虐待の防止に関する事項が制度化されているが、毎年、施設職員等による被措置児童等への虐待事案が生じている。

都道府県市においては、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」（平成21年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）等により、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応、再発防止等に取り組んでいただいているところであるが、これまでの届出・通告状況、事実確認状況等を踏まえ、あらためて貴管内における被措置児童等虐待への対応体制について、子どもの最善の利益や権利擁護の観点に即した

ものになっているか確認願いたい。特にすべての関係者に対する意識啓発や子どもへの周知については、不断の取組をお願いする。

その上で、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命・健康・生活が損なわれるような事態が予想される場合等には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境の確保をお願いする。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応をお願いする。

また、児童福祉法第33条の16の規定により、都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待あった場合に講じた措置等を公表するものとされているため、各都道府県におかれては、被措置児童等虐待の状況等の公表につき、遺漏なきようお願いしたい。

なお、平成27年度及び平成28年度における全国の被措置児童等虐待に係る届出・通告状況、事実確認状況等については、現在集計中であり、とりまとめ次第公表する予定であることを申し添える。

6. ひとり親家庭等自立支援施策について

(1) 児童扶養手当について

(関連資料36～39参照)

① 平成30年度の手当額について

平成29年の消費者物価指数が対前年比+0.5%となったことから、法律の規定に基づき、+0.5%の引き上げを予定しているので管内市町村に対する情報提供をお願いします。

<本体月額>

	(平成29年度)		(平成30年度)
全部支給	42,290円	→	42,500円 (+210円)
一部支給	42,280円	→	42,490円 (+210円)
	～9,980円		～10,030円 ～+50円)

<第2子加算月額>

	(平成29年度)		(平成30年度)
全部支給	9,990円	→	10,040円 (+50円)
一部支給	9,980円	→	10,030円 (+50円)
	～5,000円)		～5,020円 ～+20円)

<第3子以降加算月額>

	(平成29年度)		(平成30年度)
全部支給	5,990円	→	6,020円 (+30円)
一部支給	5,980円	→	6,010円 (+30円)
	～3,000円)		～3,010円 ～+10円)

② 改善事項について

平成30年以降の改善事項については、

1) 全部支給に係る所得制限限度額を収入ベースで130万円から160万円(扶養親族等の数が1人の場合)に引き上げる

※ 2018年(平成30年)8月分から実施予定。

2) 手当額の算定基礎となる所得額から、公共用地の取得に伴う土地代金や物件移転料等を控除する

※ 2018年(平成30年)8月分から実施予定。

3) 支給回数について、2019年(平成31年)11月支給(8月分～10月分)から、現行の年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)に見直す

こととしており、支給回数については、次期通常国会に児童扶養手当法改正法案の提出を予定している。

なお、上記1)～3)の改正に伴うシステム改修等については、地方財政措置が講じられる予定であり、各改正後の最初の支給に当たっては、適切な事務処理をお願いしたい。

③ 日本年金機構におけるマイナンバーを用いた情報連携について

2018年（平成30年）3月以降の順次実施を目標として準備を進めている。日本年金機構とマイナンバーを用いた情報連携を行うことにより、新規申請等を行う場合、即座に公的年金等の情報が取得でき、正確な手当額の算定が可能となる。これにより、申請者及び地方自治体の事務においても負担軽減となることから適切な事務処理をお願いしたい。

④ 相談体制等について

児童扶養手当の現況届時（8月）を集中相談期間として、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親家庭が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援することとしているところである。一方、受給者の中には休暇を取得することが難しい方もいることから、夜間や休日等利用者の方の時間に合わせた対応ができるよう、可能な限り努めていただくようお願いしたい。

（2）母子父子寡婦福祉資金貸付金について

（関連資料40参照）

ひとり親家庭等の自立を促進するため、子どもの修学等に必要な資金の貸付けを行っているが、大学院への進学を希望するひとり親家庭の子どもを支援するため、新たに大学院に就学するために必要な経費の貸付けに係る資金（修学資金及び就学支度資金）を創設し、支援の充実を図ることとしている。各自治体におかれては、大学院への進学を希望するひとり親家庭の子どもに対して、必要な貸付けが行われるよう適切な対応をお願いしたい。

（3）就業支援等について

（関連資料40・70参照）

① 高等職業訓練促進給付金等事業の充実について

ひとり親家庭への資格取得支援について、ひとり家庭の親が養成機関で修業する間、生活の負担を軽減し、資格取得を容易にするために

高等職業訓練促進給付金を支給しているところである。

高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修学する場合には、通算3年分の給付金を支給できるよう、平成30年度より支援を拡大する予定としているので、引き続き、積極的な活用をお願いしたい。

② 自治体窓口のワンストップ化の推進について

ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備するための事業を引き続き実施することとしている。

併せて、児童扶養手当の現況届の時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援することとしているところであり、これらの取組により、ひとり親家庭の相談窓口のワンストップ化を推進していただくようお願いする。

また、各自治体での就業支援に当たっては、ハローワーク等の労働関係機関や生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等と十分に連携を図り、ハローワーク等の施策も含め広報等を行い、施策の効果的な実施に努めていただきたい。

③ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について

高等学校卒業程度認定試験に合格することは、ひとり親家庭の親やその子どもの就職先や取得可能な資格の拡大に資するものと考えられるので、試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部を支給する当該事業について、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援等を行うひとり親家庭等生活向上事業や母子・父子自立支援プログラム策定事業と組み合わせて実施するなど、積極的な取組をお願いしたい。

④ 平成29年度「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」について

本事業については、平成29年11月8日付け雇児発1108第3号「平成29年度母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図る優良企業等の表彰について」を発出し、地方公共団体からの推薦をお願いしたところ。より多くの企業からの応募がなされるよう、管内市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む）及び福祉事務所設置町村に対する周

知等をお願いしたい。

⑤ 在宅就業推進事業について

在宅就業を希望するひとり親家庭の親に対し、在宅就業推進事業において、業務を行いながら独り立ちに向けたノウハウを蓄積できるよう、「在宅就業コーディネーター」によるサポートを行うことは、有効な取組であるので、引き続き積極的な取組をお願いしたい。

⑥ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が平成25年3月1日に施行されている。

特別措置法においては、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実、民間事業者に対する就業支援の協力の要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への努力、財政上の措置等について、国及び地方公共団体の努力義務が規定されている。

この中で、地方公共団体については、民間事業者に対する就業支援の協力の要請及び母子福祉団体等からの受注機会への増大への努力に関して、国の施策に準じて努めることとされているので、引き続き積極的な取組をお願いしたい。

（４）子育て・生活支援、養育費の確保等について

① ひとり親家庭等生活向上事業について

ア 子どもの生活・学習支援事業の積極的な実施について

ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行う「子どもの生活・学習支援事業」を2016年度（平成28年度）から実施している。

なお、「すくすくサポート・プロジェクト」においては、「可能な限り早期に、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援を年間延べ50万人分提供する」ことがKPIとして設定されており、2018年度（平成30年度）予算案においても必要な予算を確保しているため、各自治体での事業の積極的な実施をお願いする。

イ ひとり親家庭等生活支援事業の積極的な実施について

ひとり親家庭は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理等様々な面において困難に直面する。また、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業しておらず、希望する就業ができないことから、安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

このため、平成28年度から、ひとり親家庭の親に対し、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行うひとり親家庭等生活支援事業を実施している。特に、ひとり親家庭は経済的に厳しい状況にあることから、家計管理の支援をすることが重要であり、同事業による講習会や個別相談の実施、必要に応じて、生活困窮者自立支援制度の家計相談支援事業へつなぐ等の取組を進めることが重要である。

各自治体においては、引き続き、地域の母子・父子福祉団体やNPO法人等を活用しながらひとり親家庭等生活支援事業の積極的な実施をお願いする。

② ひとり親家庭等日常生活支援事業について

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することが出来る環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、又はヘルパーの居宅等において子どもの世話等を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

本事業については、平成28年度から、未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合に、定期的に利用することができるよう拡充を図っている。併せて、ヘルパーを確保しやすくするため、ヘルパーの資格要件について、自治体が認めた資格を有する者や、自治体が認めた研修を修了した者も対象とするよう緩和しており、各自治体におかれては、引き続き、本事業の積極的な実施をお願いする。

③ 養育費確保及び面会交流について

厚生労働省においては、養育費相談支援センターを設置し、専門の相談員がひとり親家庭等から直接相談に応じるとともに、養育費や面会交流に関するパンフレットを作成し、制度の周知を図っている。また、養育費相談支援センターによる地方自治体への支援として、母子

・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員が受け付けた困難事例への相談対応、相談員の技術向上のための研修、自治体が行う研修への講師派遣も実施している。各自治体におかれては、養育費相談支援センターの積極的な活用をお願いする。

なお、養育費相談支援センターについては、2015年度（平成27年度）より、（公社）家庭問題情報センターに委託し実施しているところであるが、「公共サービス改革基本方針（2017年（平成29年）7月11日閣議決定）別表」に基づき、次期（2018年度（平成30年度））の実施に当たっては、前期（2015（平成27）～2017年度（平成29年度））に引き続き、民間競争入札により委託先を決定することとなっている。

（参考）養育費相談支援センターホームページ

<http://www.youikuhi-soudan.jp/>

さらに、地方自治体における養育費相談等の取組を推進するため、母子家庭等就業・自立支援事業における養育費等支援事業により、専門の相談員の配置を支援するとともに、平成28年度からは、弁護士による養育費等相談の実施を支援している。

養育費等支援事業が着実に実施されるよう、厚生労働省から日本弁護士連合会に対して、自治体による養育費等支援事業の実施に対する全国の弁護士会の協力を依頼しており、自治体におかれては、地域の弁護士会と連携を図りながら、事業の積極的な実施をお願いする。

また、養育費等に関する周知に当たっては、戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口等でもパンフレット等を配布し必要な相談につなぐなど、積極的な取組をお願いする。

さらに、面会交流の取り決めがある者を対象に、日程の調整、場所の斡旋、付き添い、アドバイスなどの必要な支援活動を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業の面会交流支援事業については、平成28年度から、一般市等においても事業を実施することができるようにすることとしているので、引き続き、各自治体での積極的な取組をお願いする

（5）未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用について

（関連資料41参照）

寡婦（夫）控除のみなし適用については、ひとり親世帯が依然として厳しい状況に置かれていることや、平成28年の児童扶養手当法改正法の附帯決議を踏まえて検討を進め、可能な限り、平成30年度予算案において対応することとし、未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、

保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施する予定である。

7. 配偶者からの暴力（DV）対策等について

（関連資料71～73参照）

2018年度（平成30年度）予算案における婦人保護事業の対応については、引き続き婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともに、婦人相談員手当の拡充や若年の被害女性等に対する支援の実施等について盛り込んでいる。地方自治体におかれては、地域の実情に応じた積極的な事業の実施をお願いする。

① 婦人相談員手当の拡充について

婦人相談員は、売春防止法第35条の規定に基づき都道府県や市から委嘱されているが、その業務の対象は、時代の変容と相談ニーズの多様化に伴い、売春問題にとどまらずDV被害、人身取引被害、ストーカー被害、性暴力被害などに拡大され、困難性の高い相談業務が年々増大している。

このような複雑で深刻化する現代の女性の様々な問題については、一つ一つ丁寧な対応が必要であり、婦人相談員には、関係機関と連携しながら、相談から一時保護、自立支援までの切れ目のない継続的な相談・支援を行うことが求められている。このため、婦人相談員手当について、2017年度（平成29年度）予算において見直しを図ったところである。

2018年度（平成30年度）予算案においては、婦人相談員の更なる質の向上を図る観点から、一定の研修を修了した者について勤務実態に応じた手当額となるよう、月額最大191,800円（現行149,300円）に拡充することとしている。

研修の受講要件については、以下のア又はイのいずれかに該当することを要件とする予定である。

ア 国が実施する婦人相談員を対象とする研修を受講した者

イ 地方公共団体又は関係団体が実施する婦人相談員を対象とする研修を受講した者

各地方自治体におかれては、婦人相談員の勤務実態や業務内容等を踏まえ、婦人相談員の専門性にふさわしい処遇改善や配置の拡充について適切に検討していただくようお願いする。

なお、今回の拡充を踏まえた補助基準等の詳細については、おってお示しする。

② 若年被害女性等支援モデル事業（仮称）の創設について

いわゆるAV出演強要問題やJKビジネス等に巻き込まれるなど困

難を抱えた若年被害女性等には、その背景に家庭の問題や生きづらさ
を抱えるケースが多く、自ら悩みを抱え込んでしまう結果、問題が顕
在化しにくく、公的な支援につながりにくいといった側面がある。こ
うしたことから、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチ
から居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプロ
ーチを行う仕組みを構築する「若年被害女性等支援モデル事業（仮称）」
を新たに実施することとしているので、都道府県等におかれては、積
極的な事業実施をお願いする。

③ 婦人保護施設等における支援の充実について

婦人相談所一時保護所や婦人保護施設においては、同伴児童につい
ても保護を行うことから、婦人保護事業費負担金や婦人保護事業費補
助金において、同伴児童対応指導員雇上費加算を設けている。2018年
度（平成30年度）予算案においては、同伴児童に対する支援体制を充
実するため、同伴児童の数に応じて指導員最大5名（現行3名）まで
配置できるようにすることとしている。

都道府県におかれては、婦人相談所一時保護所や婦人保護施設の実
態を踏まえて、同伴児童対応指導員雇上費加算の活用をお願いしたい。

また、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設において、様々な困
難な課題を抱える被害者のニーズに対応した支援の充実を図るため、
個々のケースに応じたきめ細かな支援を行う個別対応職員を配置し、
支援体制の強化を図ることとしている。

なお、詳細については、おってお示しする。

※ 婦人相談所一時保護所については、児童虐待・DV対策等総合
支援事業の売春防止活動・DV対策機能強化事業「婦人相談所一
時保護所入所者個別対応強化事業（創設）」において補助の予定。

※ 婦人保護施設については、婦人保護事業費補助金の「個別対応
職員加算（創設）」において補助の予定。

8. 母子保健対策について

(1) 妊婦健康診査の公費負担について

必要な回数（14回程度）の妊婦健康診査が受けられるよう、平成25年度以降、地方交付税措置が講じられているところである。また、平成27年4月より、妊婦健康診査を子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に位置付け、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（平成27年3月31日厚生労働省告示第226号）において、その実施時期、回数及び内容等を定めているところである。

平成28年4月1日現在における妊婦健康診査の公費負担の状況について調査を行ったところ、全ての市区町村で14回以上実施されているものの、各市区町村間で公費負担額や公費負担の対象となる検査項目等の取組状況に差が生じているとの結果となった。

この調査結果を踏まえ、都道府県におかれては、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減のため、妊婦健康診査にかかる公費負担の一層の充実が図られるよう管内市区町村への周知徹底をお願いする。

(2) 助産施設について

助産の実施については、児童福祉法第22条に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申し込みがあった場合に、住民登録の有無にかかわらず、助産を実施することとしている。

各都道府県等におかれては、児童福祉法第22条第4項に基づき、引き続き助産制度に関する情報の周知を図るとともに、未実施の都道府県等におかれては、実施について積極的な検討をお願いする。

(関 連 資 料)